

3代目杵屋勘五郎編『大薩摩家系図』と 同『杵屋家系図』について

蒲 生 郷 昭

まえがき

第1節 音曲叢書本

第2節 これまでの研究

第3節 「3年改訂本」「5年再訂本」と、それぞれごとの比較対照

第4節 起筆から「原形」完成まで

あとがき

付 翻刻と校異 = 9、10、11代目杵屋六左衛門全項目と識語3種

まえがき

対象文献の概要 長唄に『大薩摩杵屋系譜』（または『大薩摩杵屋系図』）という文献があるとされてきた。たとえば『日本古典音楽文献解題』でも「大薩摩・杵屋系譜」として立項して、「大薩摩系譜と杵屋系譜の写本二冊。（中略）長唄や浄瑠璃の史的解明、或いは師弟関係の研究には必須の資料である」と解題している（執筆担当は植田隆之助¹⁾。しかし、元来これは、いわゆる『大薩摩系譜』（または『大薩摩系図』）と『杵屋系譜』（または『杵屋系図』）の併称であり、ふたつは、たがいに独立したまったく別の文献である。前者は、初代薩摩小源太藤原直元から12代目大薩摩弦太夫藤原直光浄空までの代々を中心に、それぞれの事績や多数の門弟名を書いた、大薩摩節の芸系図であるのに対し、後者は、中村孫市から猿若勘三郎道順、初代杵屋勘五郎などを経て12代目杵屋六左衛門にいたるまで、杵屋喜三郎、六左衛門家を中心に、代々の事績と門弟名を書き連ねた、長唄の芸系図だからである。なお、いまの引用で「(中略)」とした部分には「特に年代に関しては全幅の信頼は寄せにくい」ともあるが、この文献の評価としては、さらなる限定を必要とする。

こんにち、両者を合わせて1文献とし、かつ「大薩摩」を前にして呼ぶことがふつうに行われるのは、1914年刊の『音曲叢書 第一編』（以下「第一編」の語を略す）が、『大薩摩系譜』の名のもとに両系図を翻刻収載したことが直接の原因である²⁾。原本がともに関東大震災で失われて、翻刻のみが使用されるようになった結果、その扱いと併称とが広まった。大薩摩節の系図で最後の当主として書かれている12代目大薩摩弦太夫と、長唄の系図で最後から2番目の当主として書かれている11代目杵屋六左衛門（3代目杵屋勘五郎）とが同一人物であり、かつ両系図の編者とされていることも、影響しているであろう。

両系図ともに、たんに人名を系線で結んで相互の関係を示すだけでなく、おもだった人物には文

章を添えて、その事績を述べている。とりわけ歴代当主に対するそれは長文で、そのなかのある部分は、これまでの解説等にも広く利用されてきた。しかしながら、ふたつの系図の全体像が正確に把握されているとは、いまなおいいがたい状態にある。本稿では、そのあたりのことを明らかにしようとする。なお、いうまでもなく、両系図は縦書きである。本稿はその翻刻も含むものでありながら、まさにその翻刻が、組み版の都合で縦書きとするのが困難であるゆえに、あえて横書きとする。

題名と人名 まず、本稿で用いる題名等について述べておく。ふたつの系譜には後述する諸本があって、題名の書きかたはまちまちである。略称、通称もひとつおとりではない。ここでは編者自身が用いたいくつかの称呼を勘案して、それぞれを「大薩摩家系図」、「杵屋家系図」ということにする。そして「大薩摩杵屋系図」などという併称は用いない。ただしそれにもかかわらず、写本、伝本の種類を数えるときだけは、ふたつを合わせて「1本」、「2本」などという。人名については、何度か改名した人はそのなかのひとつで押しとおし、累代次は、引用と初代を除いて「…代目」で統一する。

さらに、本字体、異体（哥、絃を含む）、略体等は通行の字体に改める。また、古文献からの引用における読点と下線は、いずれも引用者によるものである。

編者 両系図は、根岸の勘五郎として知られる3代目杵屋勘五郎（11代目杵屋六左衛門、大薩摩名は12代目大薩摩弦太夫浄空。1815～1877）が作成したとされ、『日本古典音楽文献解題』でも、さきの引用の「(中略)」部分にその旨を記している。けれども、『杵屋家系図』はそのとおりとしても、『大薩摩家系図』はすこし違う。勘五郎が明治元年に大薩摩節の家元権を中村八兵衛から正式に継承したとき、系図も譲りうけた。そこに「江戸大薩摩三弦元祖 杵屋勘五郎」³⁾（編者の勘五郎ではない）や杵屋喜三郎の名、自分自身のこと、それに門弟連名などを付加、挿入するなどして、こんにち知られる形にしたものだからである。

なお、現在では編者勘五郎を3代目とし、本稿の題目やここまでの記述でもそれにしたがったが、これは後人による数えかたで、『杵屋家系図』では「元祖」の勘五郎を「三代」とする。初代勘五郎、2代目六左衛門（ともに俳優）の跡を継いだ、杵屋家の3番目の当主、という理屈である。編者自身のこと、「勘五郎」と書くときでも、つねに「十一代(世)」としていた。

原本と写し ふたつの系図の原本は、勘五郎の没後、ほかの遺品とともに、弟子の筆頭格だった6代目杵屋三郎助（初代稀音家浄観。1839～1917）が引きつぎ、三郎助亡きあとは、その長男、2代目稀音家浄観（3代目杵屋六四郎、稀音家六四郎。1874～1956）のもとにあった。町田佳聲によれば「立派な巻物仕立」だったという⁴⁾。ただし『杵屋家系図』のみについての証言のようであり、『大薩摩家系図』も卷子本だったかどうかはわからない。

のちに述べるように、勘五郎は『杵屋家系図』の「写」を12代目杵屋六左衛門(1839～1912)に与えた旨を系図そのものにも書いている。本稿でも、それを「写し」と呼ぶ。

写しも原本と同じときに焼失したため、自筆本は現存しない⁵⁾。勘五郎の特徴ある筆跡は、大量に残っている。けれども現存する両系図のどの写本も、それらの筆跡とはまったく違う⁶⁾。

第1節 音曲叢書本

前述のとおり、原本焼失後もっぱら用いられたのは、『音曲叢書』の翻刻だった。ただし『杵屋家系図』については、それ以前にも、人名を中心とする11代目六左衛門までの抄写を、依拠本を示さずに翻刻したものがあつた。伊原敏郎の講義録『日本演劇史』である⁷⁾。伊原は、12代目六左衛門と5代目勘五郎を追加するなどした新しい抄写を、同じ書名の別著に再録している⁸⁾。ただし、依拠本がすでに抄写本だったのか伊原が抄写したものなのかは、わからない。

底本 音曲叢書本『大薩摩系譜』の底本は善本といえるものではなかつた。ほかの写本の存在が知られていなかったためだろうから、やむをえないことだったと考えよう。しかし、町田佳聲が「校正の誤り頗る多し」といったように、翻刻も正確ではなかつた⁹⁾。上述のとおり、町田は『杵屋家系図』の自筆本を見ているのだが、それを書写することはなかつたようで、この批判も、翻刻を見ただけのものと思われる。

校合せずとも翻刻の誤りを知ることができる例を、ひとつだけあげよう。『杵屋家系図』の「十一代 杵屋勘五郎」、つまり編者自身の項の見出しから下に向けて出ている系線の結ぶ先が、「別家九代 杵屋六左衛門」になってしまつている¹⁰⁾。「十一代」といつてものちに述べる本家としての11代目だが、その後嗣が義祖父の9代目だといふのである。このような誤りを、町田は数多く見つけていたに違いない。

音曲叢書本の中扉裏に、「六合如調氏が書入本に拠る」とある。底本は、6代目六合新三郎（如調。1858～1927）が持つ1本だった。同叢書刊行時にはまだ存在していた原本ないし写しが、用いられなかつたわけである。（ただし、『大薩摩家系図』の「写し」は、もともと存在してなかつたと考える。）3代目杵屋栄蔵（1890～1967）は、「六合新三郎氏が先年、只今の杵屋六四郎氏方へ参り、古本の整理中に…」と述べている¹¹⁾。「只今の杵屋六四郎」は、上述の二代目浄観である。六合は、「古本」中に両系図の自筆本を見つけて借りだし、ちよくせつ書写したのだと思われる。

いまの「書入本」といつ記載について見ておこう。たとえば、『杵屋家系図』の別家「十一代 杵屋六左衛門」の項に「明治十丙丑年八月七日、五十五才にて没す」とあり、『大薩摩家系図』の12代目弦太夫の項末尾にも、別文言による同内容の記載がある¹²⁾。この六左衛門と弦太夫はともに勘五郎その人で、編者の没年享年が別人による加筆であるのは、いつをまたない。明治の没年月日記入は、『大薩摩家系図』ではこの弦太夫の項の1か所のみだが、『杵屋家系図』ではほかの項も合わせて10か所以上あつて、日付がもっとも遅いのは4代目岡安喜三郎の「明治廿九年九月十四日没す」である。勘五郎の没年と享年も、明治末に六合が書き加えたものに違いない。この底本も、関東大震災で焼失した¹³⁾。なお、六合は書き入れをしながら書写した、とは考えにくい。手元には書き入れまえの書写もあつたと想像される。けれども六合は、「書入本」のほうを底本として提供したのである。書き入れ前の書写も、やはり同じときに失われたに違いない。

注意すべきは伊原による翻刻で、「十一世六左衛門」のところに見る、旧版では「明治十年死、五十五歳」、再録では「明治十年八月七日死、五十五歳」といつ記載である。これが翻刻の底本のものか伊原による加筆か、そのころ伊原と六合とのあいだに情報のやりとりがあつたのか、いずれもわ

からないのだが、音曲叢書本より早い翻刻である。

記載没年の影響 話を音曲叢書本に戻す。加筆された勘五郎の没年には、干支の丁丑を丙丑とする誤りがあり、命日も7日ではなく5日が正しい。けれども、この加筆が影響を及ぼした。まず、1923年刊の『長唄稽古手引草』が、これを引用する¹⁴⁾。さらに、4年後に出された『長唄根岸集 附栄蔵集』(以下「栄蔵集」の語を略す)が、「根岸杵屋勘五郎略歴」として、『杵屋家系図』の別家「十一代杵屋六左衛門」の項の翻刻を、没年享年を含めてほぼ丸ごと転載し、かつ、「作曲年表」には、生年を「文化六年」と明記したのである¹⁵⁾。この「文化」が「文政」を誤ったものであることは、誰でも見ればすぐにわかる。以後、勘五郎の生年が書かれるとすれば、文政6年とされることになる。『長唄根岸集』は、つぎに述べる墓誌の拓本と翻刻を巻頭に掲載しているのに、編者の3代目杵屋栄蔵は、気づかなかったものらしい。

15代目杵屋喜三郎が、「齢六十三にて(中略)身まかりたれば」という墓誌にもとづいて、生年を文化12年と訂正したのは、1974年だった¹⁶⁾。けれども、訂正後に刊行された『日本音楽大事典』の当該項でも、異説の扱いながら、これを併記している。勘五郎の享年は、没した1977年の9月27日付郵便報知新聞の記事にも63歳とあり、生年は文化12年と確定される。

割付け 音曲叢書本の中扉裏には、上記の引用にすぐつづけて「原本の系線は(中略)稍これを改めたり。実線は弦の、点線は唄の伝系(引用者注、「伝系」の誤植であろう)¹⁷⁾を示すものなり」ともある。系線を改めたというのは、門弟名の配置、割付けを変更したということと思われる。複雑に入りくんだ割付けを原本どおりに翻刻するのはとても無理だし、紙面になるべく空白部分を作らないという方針もあったろうから、むしろ当然の処置だった。

ただしこのことは、『杵屋家系図』においては、編者勘五郎がはっきりした意図のもとに行ったと思われる割付けが無視される結果を導いた。すなわち、8代目喜三郎の項までは、門弟名多数を列記するときは別として、当主の項はつねにほぼ天地いっばいの1段であるのに、9代目以降はそれを変更して、本家喜三郎家を上、別家六左衛門家を下の、上下2段にする割付けである¹⁸⁾。音曲叢書本は、それに配慮せずに1段のまま通して、本家、別家の順に翻刻した。なお、実線と点線による「伝系」の区別は、底本では朱線と墨線で示されていたのだと思われる。筆者が現物を見たすべての写本で、そのようになっている。

題名 音曲叢書本での題名「大薩摩杵屋系譜」は、中扉ばかりでなく本文ページ冒頭でも見られる。『音曲叢書』の編者による新名称ではなく、六合蔵本どおりのものであったろう。同様の書きかたは、後述の吉川旧蔵本でもされている。けれども、それ以外の各本にはそのような記載がない。筆者は、編者勘五郎自身による命名ではない、と推測している。六合による加筆増補が明治の没年以外にも少なくないことは、後述する国会本との校合によって、かんたんに確認できる。

ところで、宮内寿松の『大薩摩の代々』に、『大薩摩家系図』の冒頭と末尾からの長い引用がある¹⁹⁾。けれどもこれは音曲叢書本からの転載と思われるので、問題としない。同書巻末の引用文献の一覧には、『杵屋家系図』の名も見られるが、『大薩摩家系図』ほどのまとまった転載はしていないようである。

第2節 これまでの研究

黒木勘蔵から高野辰之まで ふたつの系図の内容にはじめて検討を加えて批判したのは、黒木勘蔵（旧姓福田。1882～1930）である。『音曲叢書』と同じ1914年、奥付によればその2か月後に刊行された『近世邦楽年表 江戸長唄附大薩摩浄瑠璃之部』（以下、副題を略す）は、「東京音楽学校編纂」とあっても実質的には黒木ひとりによる労作だが、その前説「江戸長唄の起源」で黒木は『杵屋家系図』に言及した。そして、そこに見られる大きな「矛盾」をふたつ示して「少くとも年代に関しては悉く此系図の信ずべからざるを示せり」と決めつける。さらに、ほかにもいくつかの疑問点を指摘して、『大薩摩家系図』にも疑点がある旨を述べた。

黒木は、げんざい東京藝大附属図書館が所蔵する『杵屋家系図』と『大薩摩家系図』を見たのだと思われる。そこには、ともに同大の前身である音楽取調掛の印章「音楽取調掛章」がある。前述の三郎助は、杉本三郎助の名で同掛の俗曲改良事業に「出勤人」として協力していた²⁰。同掛が三郎助から原本を借用して書写するのは、ごく簡単だったはずである。黒木は、その東京藝大本を自由に利用できる立場にあった。

さらに『近世邦楽年表』冒頭の「凡例」に、「(杵、系)は杵屋系図(写本一帖、明治元年十一代杵屋六左衛門編)ノ略」、「(大、系)は大薩摩系図(写本一帖、著者同上)ノ略」とある。この「写本一帖」という書きかたからしても、黒木が見たのがそれであること、疑いがない。後述するほかの写本がみな線装の冊子本であるのに、東京藝大本だけが両系図ともに折り本だからである。ただし、題簽に書かれている長い題名の末尾は「杵屋家系図」、「大薩摩家系図」であって「杵屋系図」、「大薩摩系図」ではなかった。「杵屋系図」という、もっとも多く用いられてきた通称は、『近世邦楽年表』での記載を町田佳聲が広めたものである。

ところで、『杵屋家系図』の矛盾として黒木が最初に示した点、すなわち、初代杵屋勘五郎とその兄、猿若勘三郎の没年享年の記載にもとづくと、弟のほうが兄より23歳も年上になってしまうという記述は、不注意による誤解と考えられる。東京藝大本には、兄勘三郎の享年は記載されていないからである。それなのに兄弟双方の没年享年が書かれていると、黒木は思いこんでしまっていたものらしい²¹。とにかくその点にかぎって言えば、東京藝大本に矛盾は存在しない。では、思い違いが生じた原因はどこにあるのか。

東京藝大本『杵屋家系図』の初代勘五郎の項を見ると、没年享年記載のすぐ脇に、「兄勘三郎八万治元年六十二歳ニテ死ストアリ(戯)此ノ伝記疑ハシ」という、別筆による書き込みがある。筆者は黒木勘蔵の筆跡を知らないのだが、この書き込みをした人は、黒木以外には考えられない。ここに見る「(戯)」は『戯場年表』のことで、『近世邦楽年表』が、2年前に刊行の「常磐津 富本 清元之部」でも用いていた略記法である。黒木が、著者関根只誠の遺族のもとでその原本を見たか、あるいはどこかほかの場所で、げんざい早稲田大学演劇博物館が所蔵する写本を見て、その記載を知ったことを示している。それなのに『杵屋家系図』で見たと思いこんで、「矛盾」の筆頭にあげてしまったのである。題名を「杵屋系図」などとしたのも、この思い違いと同根であろう。

黒木は別のところでも、『杵屋家系図』が富士田吉治を松島庄五郎の弟子としていることに対して、

疑問を呈している²²⁾。それなのに、『近世邦楽年表』の安政5年8月の本欄では、16日に没した10代目杵屋六左衛門の略歴を、『杵屋家系図』にもとづいて記した。さらにそれに先だつ文政2年9月の本欄で、9代目六左衛門を4代目田中伝左衛門の2男で初名を萬吉としてもいる。典拠を示していなくとも、やはり『杵屋家系図』によったものに相違ない。この時期の記述なら信頼できるとの考えが妥当であることはのちに述べるが、黒木は、備考欄であれば、初期長唄に関するいくつかの記載も「信疑未定ノ在来ノ伝説」²³⁾として、両系図から引用している。

9年後の1923年、町田佳聲（当時、博三。1888～1981）が前出の『長唄稽古手引草』を上梓する。そこで『杵屋家系図』を取りあげ、「此れ（引用者注、『声曲類纂』所掲の「杵屋系譜」）を基礎として掃墓によつて得た没年と顔見世番附の实际的資料と古老に伝えられた昔話に若干の想像を加へて編纂したのである」と解題した。前述のように、町田はこの系図の編者自筆本を見ていても、書写はしなかった。いまの解題も、音曲叢書本によって書いたものである。音曲叢書本の猿若勘三郎の項には、東京藝大本と違って「明暦四年戌六月九日没す六十一歳」とあり、六合による増補と思われる。町田が黒木の思い違いに気づかなかつたのは当然で、そのため「《邦楽年表》に其の尻尾を押へられて仕舞つたのである」とした。そして、系図に書かれている代々の当主について調査した結果から、勘五郎が何を根拠にそう書いたのか不思議である、という意味の疑問を述べた²⁴⁾。

高野辰之（1876～1947）は1926年刊の『日本歌謡史』に、「此の系図は明かに近年に至つてからの偽作で…」と記した²⁵⁾。黒木の指摘にもとづくものであることは明白だが、『長唄稽古手引草』も見るに違いない。

町田佳聲 それから40年を経た1966年、町田は『杵屋家系図』を対象とする論考「杵屋勘五郎の《杵屋系図》に関する再検討」を発表した。そして、同系図に見られる当主各代の記述を詳細かつ厳密に検討して、「江戸歌舞妓三味線元祖 三代杵屋勘五郎」の項について「全くの作り話だと断定するより外はない」とするほか、現存資料からは「七代目と称する杵屋喜三郎以前のことは明確には解らない」と、きっぱりいいきつた²⁶⁾。その時期までの記載を傍証する史料が存在しない、というのである。

しかし、逆にいえば、それ以降は信頼でき、史料価値も高い、ということになる。じじつ、本家9代目喜三郎の項あたりからは『杵屋家系図』の祖述が過半を占めていて、「…再検討」という題から大きく乖離する論調に変わっている。げんざい、9、10、11の六左衛門3代についてふつうに述べられる経歴等は、襲名年次などを除けば、おおむね『杵屋家系図』によったものである。9代目が没したときの勘五郎は、数え年5歳だったから、ちよくせつ話を聞くことはなかったと思われる。けれども、養父の10代目や先輩を通じて知った義祖父の経歴は、正確なものだったろう。養父の経歴なら、なおさらである。なお、町田がここで対象とした『杵屋家系図』も、音曲叢書本だった。しかし町田は、同稿で「勘三郎家文書にある別の杵屋系図」にも言及していて、影印図版を掲げている。その系図のいまの所在が不明なので、貴重である。

植田隆之助 音曲叢書本以外にも両系図の写本が残されていることをはじめ指摘したのは植田隆之助（1927～）で、1980年、口頭による研究発表「現存する写本《大薩摩杵屋系譜》について—その比較と問題点を中心に—」においてであった²⁷⁾。植田は、それまで知られていなかった写本4本の存在とそれぞれの体裁、所収内容を示し、音曲叢書本を加えた5本の比較検討を行った。その要旨が、「東洋音

楽研究」第46号に掲載されている。しかしながら、彙報の一部としての扱いであるため、それは目次に記載されなかった。結果、発表したという事実とともに、そのまま埋もれてしまうことになる。

発表で検討した5本は、植田による称呼と順序にしたがっていうならば、六合本、藝大本、国会本、吉川本、東大本である。六合本というのは音曲叢書での翻刻、藝大本は東京藝大附属図書館蔵本、国会本は国立国会図書館蔵本、吉川本は当時吉川英史が所蔵していた1本、東大本は東大史料編纂所蔵本である。東大本以外の4本がふたつの系図を収録しているのに対し、東大本は『杵屋家系図』を欠く。発表時の配布資料には、5本それぞれの題名、体裁、収載内容、奥書などを対照させた表が掲げられているのだが、上記の要旨には含まれていない。本稿では、六合本は後述の田辺史郎にしたがってすでに音曲叢書本と呼び、藝大本も東京藝大本といいかえている。吉川本も吉川旧蔵本と改めるが、旧蔵といっても、いまなお遺族のもとにあると考えられる²⁸⁾。筆者は、植田隆之助が所蔵しているその複写本(単色)を再複写した。

要旨によれば、植田の発表は3項目に分かれていて、第1、第2項では、両系図それぞれに見られる問題点を指摘した。しかし、それは部分的なものばかりで、注目すべきは「各写本の系統について」と題する第3項である。そこではよっつの視点にもとづいて、5本は、東京藝大本、東大本の系統と、音曲叢書本、吉川旧蔵本、国会本の系統のふたつに分かれるとし、かつ、町田佳聲書写『囃子系図』(後述の『江戸歌舞伎家系図』)を介させることによって、前者は根岸系、後者は植木店系と考えられる、と推測した。根岸系は編者の勘五郎が手元に置いた原本の系統、植木店系は12代目六左衛門に与えた写しの系統、と受けとれる。これは重要な指摘だった。2系統に分かれるというのが、歴然たる事実だからである。けれども、根岸系、植木店とした点には問題があり、のちに検討する。

植田がそれに先だって述べた「部分的な問題点」からひとつだけ、黒木が誤解によって矛盾としてしまった一文をめぐっての所論を取りあげよう。要旨には転載されていないのだが、植田は、兄勘三郎と弟勘五郎の没年月日と享年の各本での記載のしかたを対照した表も、配付資料に掲げた。そして東京藝大本の欄では、兄については記載のないこと、弟については『戯場年表』による書き込みがあることを明示し、表外に『戯場年表』の記載「二月九日元祖中村勘三郎死ス、六十二」の引用までしている²⁹⁾。それでいながら、音曲叢書本に、兄の没年と享年が、上に引用したように「六十一歳」とあり、吉川旧蔵本にも同様な記載があることから、『近世邦楽年表』の「六十二」は誤植であろう、としたのである。

じつは植田は、黒木がどの『杵屋家系図』を見たのかを問題にしなかった。東京藝大本に書き込みをしたのが誰であるのかも推測していない。けれども前述のとおり、黒木が見たのは東京藝大本であり、そこに彼が書きこんだことは、疑う余地がない。『近世邦楽年表』脱稿前に黒木が音曲叢書本あるいは吉川旧蔵本を見たとは考えられないから、植田が「六十二」を誤植と考えたのは当たらないと思う。音曲叢書本などのその項に見る没年と61歳という享年が何にもとづいて誰が書いたものであるかは、別の問題である。

なお、黒木がもうひとつ示した矛盾の例、すなわち初代杵屋六三郎が寛延年中に森田座に出勤したことを記した直後に、その10数年前の享保15年に没したとある矛盾について、「享保十五年」は「十九年」の誤りとした植田の指摘は正しい。このばあいは、東京藝大本『杵屋家系図』の記載に矛

盾がある事実は、動かない。

付けくわえるならば、植田は、識語に明治3年や同5年と書かれている事実を指摘しながら、それが何を意味するのかも問題にしなかった。東大本以外の、明治元年と記した奥書を配付資料に明示しているにもかかわらず、である。植田の関心は諸本の記載内容の異同にあり、成立、改訂の経緯ではなかったことを物語る。植田の発表で重要なのは、写本4本が存在する事実の指摘と、根岸系、植木店系と推測した2系統の措定である。

植田は口頭発表の翌年、「大薩摩杵屋系図」と題して、ふたつの系図についての平明な解説を、あるレコード解説書に執筆した³⁰⁾。同稿で重要なのは、東大本からの「文学博士狩野亨吉氏蔵本 明治四十二年八月謄写」という奥書の引用で、これは全伝本を通じて唯一の書写奥書である。また前述の東京藝大本『杵屋家系図』への書き込みについて再述するにあたっては、その部分の写真を掲げた。ただし2系統のことは、述べていない。

同じ1981年、植田は、雑誌のリレー連載「邦楽重要図書解題」の2回目を担当し、ふたたび『大薩摩杵屋系図』を解説する一文を執筆した³¹⁾。そして、早稲田大学演劇博物館が1本を所蔵することを、あらたに提示した。しかし植田は、その演博本についての解題を、とくには述べていない。2系統のことに触れてはいるものの、演博本が「根岸系」に属する旨もいっていない。そのかわり、黒木が「矛盾」の2番目にあげた1件を取りあげて、東京藝大本と演博本のその部分の写真を掲げた。それによって東京藝大本にある「享保ニ死シタル人が寛延ニ出勤スル筈ナシ」という書き込みが示されたのだが、これについても、誰によるものか不明、としている。この書き込みも、すでに発表時の配付資料の「五」で植田は引用していた。

その3年後に刊行された『日本古典音楽文献解題』で、上述したように植田が両系図の項を担当して、それまでの知見を簡潔に総括した。ここでも2系統のことを述べていないのは、植田が重要視していなかったゆえであろう。しかしそうではあっても、本稿冒頭の引用にあるように「写本二冊」としたのは、「写本一冊または二冊」とすべきところであった。

田辺史郎 1988年、田辺史郎(1955~1992)が「大薩摩家系譜の研究—付・翻刻と校異—」を発表する³²⁾。題名どおりの内容で、前説を置いたあと、東京藝大本を底本とし、同系の東大本との校異を示す形で翻刻した。細かい点で音曲叢書本と相違するところの多い東京藝大本『大薩摩家系図』ばかりでなく、そこに付載されていて音曲叢書本にはない「江戸歌舞伎今様唯子家系図」、「江戸歌舞伎今様所作振事ノ始メ并ニ振付ノ系図」、「江戸歌舞伎大芝居狂言作者名前」、「浄空門弟」、「説経浄瑠璃一流之部」の5編、それに、後述する『杵屋家系図』のものとは異なるがやはり「明治五壬申」にはじまる識語が、はじめて翻刻されたのである。

翻刻に先だつ前説で、田辺はまず全体の問題として、写本には両系図を併載する1冊本と、ふたつを別に綴じている2冊本があることを述べ、1冊本を甲本、2冊本を乙本とした。甲本は、植田のいう植木店系と、乙本は根岸系と、それぞれ一致する。冊数の違いはきわめて単純であっても、それだけで措定してまったく差しつかえがない。田辺が甲乙をそのように用いた理由はわからないのだが、根岸系、植木店系という植田の推測が正しければ、写しが甲本、原本が乙本ということになる。1冊本と2冊本がある事実は植田もはっきり認識していたのに重要視せず、2系統を措定するよっつの基

準には含めなかった。

なお、これまでもそうだったが、このあと『大薩摩家系図』というとき、1冊本、2冊本とは関係なくその系図を指すばあいと、2冊本のうちその系図を収録するほうの1冊を、付載を含めて指すばあいとがあることを、了承されたい。

田辺は、前説では『杵屋家系図』にも触れていて、東京藝大本にある識語の重要性を指摘し、その全文を翻刻した。音曲叢書本には見られない識語だからである。内容は、明治5年5月18日に「音楽歌舞諸芸之者」が教部省に出頭したこととその後の経緯で、その日には出向かなかった勘五郎³³が翌々20日にひとりで赴き、「杵屋家記録」、「囃子鳴物記録」、「振附記録」の3点を提出して、勘五郎が本家、六左衛門は別家であることを明確にした、というものである。このみっつの「記録」の2番目、3番目は「乙本の後半」であろう、という田辺の推測は、当を得ていると思う。そしてそこでは触れなかった1番目の「杵屋家記録」が、「乙本」のもう1冊、すなわち『杵屋家系図』だったに相違ない。

『大薩摩家系図』については翻刻自体が成果であるが、東京藝大本と東大本を比較した結果を、「差はきはめて僅少である」と田辺は明言する。「両者の紙面割附が完璧なまでに一致してある」ともいう。もっとも、多数の門弟名を記載して複雑に入りこんでいる系図であるから、原本どおりの割付けとするほうが、よほど書写しやすいであろう。ただし東大本は、東京藝大本を書写したものではない。

田辺はそのあと、東京藝大本と音曲叢書本にもとづき、両系統の『大薩摩家系図』のあいだで相違する7点を指摘する。その第1点は、前者すなわち東京藝大本では『大薩摩家系図』につづけて付載されている上記「江戸歌舞妓今様囃子家系図」以下の5編と識語が、後者つまり東大本には含まれていないことで、これがもっとも重要な相違であるとした。田辺のいうとおり、すでに植田が述べていることだが、植田は識語まではあげていない。

最後に田辺は、『大薩摩家系図』の成立年についての疑問を投げかけた。明治元年という奥書にもかわらず、東京藝大本にも音曲叢書本にも「明治三庚午年…」という記載があり、東京藝大本にはさらに「明治五壬申…」とさえあることによる。「原形」が明治元年に成ったあと、「明治三年、五年と少なくとも二度の改訂(?)を経てある」という田辺の推測は、否定のしようがない。明治3年という記載は音曲叢書本『大薩摩家系図』にあるにもかかわらず、そのことを問題視する人は、田辺以前にはいなかったように思う。

ただし田辺は、植田による上述の発表要旨と季刊邦楽稿を見ることなく執筆したもののようで、研究史のうえでの問題を残した。植田のいう2系統とは無関係に甲乙2本を指定したことと、演博本をまったく視野に入れていないことである。また、植田が発表要旨で述べた町田蔵の『囃子系図』が、「江戸歌舞妓今様囃子家系図」の勘五郎自筆本を1918年に町田が書写したものであり³⁴、やはり町田による書写でそれと一括されている「江戸歌舞妓今様所作 振事ノ始メ並ニ振付ノ系図」、「説経浄瑠璃一流之部」とともに、東京藝大本『大薩摩家系図』付載本の別本であることにも気づかなかつたらしい。この3編の町田書写本は、そのころすでに複写が一部に出まわっていたのだが、田辺はそれを目にすることがなかったのだろう。3編を合わせても、東京藝大本『大薩摩家系図』全体からすれば約3割程度に過ぎないのだ

が、東大本とともに対校していれば、同稿の意義、有用性はさらに大きなものになったのに、と惜しまれる。ただし、3編のうちでもとくにはじめの2編は、東京藝大本や東大本と割付けの違いが大きいというのに記載内容にも異同があるようなので、校異を示すのは容易ではなさそうである。

なお、その前年秋に、東京藝大附属図書館が同大創立100周年を記念する館蔵貴重書展を催した際、『大薩摩家系図』と『杵屋家系図』も、それぞれ独立した別の文献として展示された。そのとき展示目録で両系図の解題と書誌を担当したのが田辺で、とくに、書誌は厳密である。そこには『大薩摩家系図』から「三代薩摩浄雲太夫」の部分、『杵屋家系図』から「初代杵屋勘五郎—二代杵屋六左衛門」部分の写真も掲げられていて、後者によっても上述の黒木による書き込みを見ることができる³⁵⁾。

第3節 「3年改訂本」「5年再訂本」と、それぞれごとの比較対照

東大本 東大本の書写奥書を手がかりに筆者がその親本を探したところ、それと思われる1本を東北大学附属図書館が、狩野文庫の1冊として所蔵していることを知った。さらに、東大本が同系他本と違って『大薩摩家系図』1冊のみであるのに、同図書館には『杵屋家系図』も存在することがわかった。東大本も、ある時期までは『杵屋家系図』とともにあったのであろう。この東大本の追加によって、写本は6本、音曲叢書本を加えると伝本は7本、ということになる。ほかに伊原による翻刻があっても抄録なので、ここでは度外視する。

3年改定本と5年再訂本 ここからは、1冊本(甲本、植木店系)を「3年改定本」と、2冊本(乙本、根岸系)を「5年再訂本」と、それぞれ呼びかえることにする。どの改訂段階のものであるかを、名称で示したいと考えるからである。改訂されるまえの「原形」³⁶⁾は、『大薩摩家系図』はもとより、つぎに述べるようにおそらくは『杵屋家系図』の実質も、こんにちに伝わらない。

3年改訂本は、『大薩摩家系図』部分に「明治三庚午年」に始まる識語がある。それにもとづいて田辺が「改訂(?)」といったわけだが、筆者は疑問符なしに「改訂」という。いっぽう、『杵屋家系図』部分は識語を持たない。そのとき改訂しなかったためだろうか。しかし、両系図は1冊に綴じられているのである。勘五郎自身が同じときに書写して合綴したのであろうから、『杵屋家系図』にも手を加えていないはずはなく、改訂したのに「明治三…」とは書かなかっただけなのだとは筆者は考える。しかし推測にすぎないので、「3年改訂本」といっても『杵屋家系図』部分は改訂していない可能性がある、との注釈をつける。国会本、吉川旧蔵本、音曲叢書本の3本である。

5年再訂本では、『大薩摩家系図』が「明治三…」の識語を形を変えて再録するほか、「明治五…」の識語を巻末に加えている³⁷⁾。いっぽう『杵屋家系図』には、上述の「明治五壬申…」の識語だけがある。したがって、「5年再訂本」といっても『杵屋家系図』は初改訂の可能性がある、との注釈をつける。東京藝大本、演博本、東大本、東大本の4本で、東大本は『杵屋家系図』を欠く。なお両系統に対する注釈は、このあと繰り返さない。

3年改定本が両系図を1冊に綴じているのは、「江戸歌舞教
今様囃子家系図」などの5編を付載していないことによる。国会本なら、両系図を合わせて本文36丁、増補の多い吉川旧蔵本でも57丁である。1冊に綴じるには厚すぎる、という分量ではない。その際『大薩摩家系図』を前に配したのは、「初代小源太」

の活動年代が、長唄の「初代勘五郎」の元和、寛永より早い元亀、天正であること、代々が藤原姓を名乗り受領もしたとする大薩摩節のほうが長唄より格が上と考えたこと、このふたつが理由だと考えるが、一般に長唄人は、音曲としては浄瑠璃のほうが兄貴分だと感じているようである。

5年再訂本が両系図を2冊に分けているのは、ふたつがまったく別の系図なのだから、当然である。『大薩摩家系図』を収録する1冊に「江戸歌舞伎今様雜子家系図」以下を付載するのは、『大薩摩家系図』のほうが内容量をはるかに少ないからで、それらを付載してもなお、『杵屋家系図』1編の分量に及ばない。この付載は、さほど早くない時期に便宜的に行ったものであろう。付載5編のうち「浄空門弟」は独立性が弱く、『大薩摩家系図』末尾にある浄空（勘五郎自身）の門弟列記に追加すべきものとして書かれたものらしく見える。

3年改訂本を見ると、吉川旧蔵本と音曲叢書本は、国会本より内容の記載量が多い。別人による加筆増補のゆえ、と考えられる。国会本には、『杵屋家系図』についていえば、勘五郎はもとより、誰についても明治の没年記載がない。初代杵屋勘五郎の兄だという猿若勘三郎の没年享年も書かれておらず、歴代の門弟の名前や法号なども他2本より少ない。このばあい、音曲叢書本の底本ないし吉川旧蔵本を抄写したのが国会本である、とは考えられない。すなわち、国会本は全伝本を通じてもともと「原形」に近い、ということができる。残念ながら、『大薩摩家系図』の改訂が識語の追加だけだったのか、つまり、識語以外は「原形」のままなのかどうかということは、わからない。なお、吉川旧蔵本と音曲叢書本の増補内容は同一ではない。『大薩摩家系図』両本の記載にも矛盾があるとする植田の指摘には、これまで筆者は触れなかったが、それらはいずれも別人による増補に起因するものである。

それに対して5年再訂本では、4本（『杵屋家系図』は3本）の内容の違いが小さい。吉川旧蔵本や音曲叢書本のような、別人による増補の形跡がいずれにもなく、勘五郎による再改訂の結果を忠実に書写しようとしたもののように見える。東京藝大本の黒木による書き込みは、増補とは違う。東京藝大本『大薩摩家系図』と東大本についての「紙面割附が完璧なまでに一致してゐる」という田辺の見解はすでに示した。しかし文章の行変わりまで含めると、これはややいいすぎのきらいがある。

5年再訂本4本の書写関係 さらに4本は、東京藝大本と演博本、それに東北大本と東大本（『大薩摩家系図』のみ）の2本ずつとで、内容ばかりか割付けまでも、それぞれよく似ている。演博本は東京藝大本の影写（透写）本と考えられ、東大本も東北大本を影写したものかもしれないのである。

まず東京藝大本と演博本とは、前者が折り本、後者が線装本でありながら、折りないし丁の変わり目から行変わりにいたるまで完全に一致しているだけでなく、行間の幅の微妙な違いや文字並びのゆがみまで、そっくりなのである。文字そのものの寸法は手元の複写からはわからないが、本の縦寸法は、東京藝大本が約17.5センチ、演博本は約18.5センチで、ごく近い。演博本は、料紙がきわめて薄く、入紙を用いて綴じられていることから、東京藝大本の影写本であろうと推定する。

東北大本と東大本も、全体の割付け、配置がまったく同じで、違いがあるとすれば丁変わり部分での横系線の長さぐらいである。東大本は通常の料紙、通常の線装で、演博本のような完全な影写ではないだろうが、それに近い書写だったのではなかろうか。ただし、すでに述べたように、東大本は『大薩摩家系図』の1冊のみである。

東京藝大本と演博本に話を戻すと、両本には違いもある。まず、演博本には黒木による書き込みがない。書き込むまえに影写したのだろう。つぎに、演博本の『大薩摩家系図』の最終丁と『杵屋家系図』の末尾2丁とが、東京藝大本のその部分と逆になっている。これは、演博本のこの1丁と2丁が取り違えて綴じられてしまったのだと考える。前者は奥書であるが、書かれている「十一代目中村杵屋勘五郎平照海」という名義は、大薩摩節家元としてのものではない。後者の2丁は、語り物の太夫をそれぞれ数人ずつ系線で結ぶだけの小さな系図みつつと、「明治五壬申」にはじまる識語ふたつのうちの短いほうである。みつつの小系図は「説経浄瑠璃一流之部」の一部であるはずだし、識語も大薩摩節について述べている。綴じ誤りは、間違いのないところである。

3番目の小異である朱印「江戸歌舞妓／三味線元祖」については後述するとして、ここで影写について考えてみる。演博本は、六合新三郎（如調）旧蔵本を多く含む安田文庫のものである。六合が、本名の細谷佶太郎の名で「調査囑託」として邦楽調査掛に勤務するようになったのは、1913年12月だという³⁸⁾。『近世邦楽年表』刊行のわずか5か月前でしかない。けれども、2年前に刊行されていた『近世邦楽年表 常磐津 富本 清元之部』の序文に、「殊ニ六合新三郎氏ノ助力ニ便益ヲ得タルコト少カラズ」とある。六合が邦楽調査掛に協力するようになったのは、おそらく、黒木が本格的に「江戸長唄附大薩摩浄瑠璃之部」の原稿執筆に取りかかる前だった。この演博本も六合旧蔵なのだとなれば、六合は、そのときいちやく東京藝大本を知ったのではないか。ただし、演博本は玄人の職人が綴じたと見うける。影写したのも六合自身ではなかったであろう。いずれにしても、六合は2系統のそれぞれを書写して、あるいはさせて、所持していた、そのうちの3年改定本のほうを増補した、それが音曲叢書本の底本とされた、ということになるのか。

再改訂の内容 5年の再改訂は、たんなる訂正や加筆ではなく、削除とかなりの前後入れ替えを伴うものであった。3年改定本の余白を利用しただけのものでもなく、まったくあらたに清書しなおしているのである。たとえば、上述のように『杵屋家系図』において、国会本と吉川旧蔵本ともに9代目以降の本家と別家を上下2段に配しているのを、5年再訂本では、11代目と12代目の項を版面の天地いっぱいを書く割付けに変更した。

割付けの変更は、実質的な内容の変更ではない。しかし、勘五郎自身の項と識語とが、大きく変わった。識語といっても、内容は自分自身のことばかりである。自分のことならば、改訂は思いのままにできる。『大薩摩家系図』では、識語の文章を改変したうえで、自身の項に移すこともした。それらによって生じた違いは、校異として示せる程度を大きくこえる。そのうえ、同じように「明治五…」とはじまっても内容の異なる新しい識語を、両系図のそれぞれに加えたのである。にもかかわらず勘五郎は、奥書の日付を再改訂した日のものに改めることをせず、明治元年のまま押しとおした。これは明治3年の改訂でも同じだった。

ここで東京藝大本への書き込みについて補足すると、それは数か所に見られる。毛筆によるものと硬筆によるものとの間があり、複数回にわたって書かれたことがわかる。そのほか、多数の曲名に傍線が施されていて、それも黒木によるものと想像する。系図が作成されてからまだ40年ほどしか経ってなかったうえ、自筆原本ではないという気楽さもあって、黒木は直接書き込んだのであろう。すべての書き込みは、演博本との校合によって、かんたんに見つけだすことができる。ただし、『大薩摩家

系図』には書き込みをしていない。

なお、筆者は、吉川旧蔵本とともに東北大本も、単色の複写でしか見ていない。「単色の」と断ったのは、現物を見た写本4本のすべてが、すでに述べたとおり系線に対して朱墨を使っていることによる。もっとも、このことは「唄門弟」を記載する『杵屋家系図』に限られ、『大薩摩家系図』の系線はすべて朱である。

各本の対照 では、3年改訂本と5年再訂本のそれぞれの体裁等を対照表の形で、表1、表2として掲げよう(32、33ページ)。ふたつの表は、結果として、田辺のいう甲本、乙本と同じ順序となった。

表1の3年改訂本では、もっとも原形に近いと思われる国会本、写本である吉川旧蔵本、翻刻の音曲叢書本の順とする。**表2**の5年再訂本にあつては、編者勘五郎 → 杵屋(杉本)三郎助 → 音楽取調掛 → 東京藝大という来歴をほぼ確実にたどることができる点から、東京藝大本をその筆頭に据える。とすると、上に述べた事情から、あとはほぼ自動的に、演博本、東北大本、東大本の順となる。

見てのとおり、『大薩摩家系図』では3年改訂本の全3本で、『杵屋家系図』では存在する全6本で、内題が例外なく「…之写」となっている。この事実をどう考えたらよいか、いまの筆者は答えを持たない。

理解しがたいことがもうひとつ、5年再訂本にある。東京藝大本『大薩摩家系図』の識語の末尾に、朱で「江戸歌舞妓／三味線元祖」の10字が枠入りで2行に書かれていて、印章の模写と見うける。ところが、その影写本である演博本を見ると、『杵屋家系図』に綴じられてしまった同じ識語のあとにあるのはよいとして、なぜか『大薩摩家系図』に綴じられた『杵屋家系図』の奥書花押横にもある。これがさきの「3番目の小異」であるが、問題はこの2か所の枠入り10字で、ともに系線の朱とは色調が異なり、印章そのもののように見えるのである。『長唄根岸集』所収「翁千歳三番叟」の自筆正本末尾に見る印章と同じものと思われるが³⁹⁾、いつ、だれが、押したのであろうか。

さらに、東大本『大薩摩家系図』の巻末にも、朱による同じ枠入りの10字がある。これは模写と思われるが、不思議なのは、その親本であるはずの東北大本の同じ場所に、この10字が見られない事実である。10字をめぐるこのふたつの疑問も、解けないままである。

「根岸系」と「植木店系」 ここで、植田が推定した「根岸系」と「植木店系」の問題を取りあげよう。植田は、勘五郎が『大薩摩家系図』の写しも12代目六左衛門(植木店)に与えた旨を、上記のラリー連載で明言している。しかし筆者は、勘五郎が与えたのは『杵屋家系図』のみだったと考える。

まず、国会本『杵屋家系図』の別家11代目の項を見ると、12代目に与えた物品のひとつとして「杵屋家系図ノ写」をあげているのに『大薩摩家系図』に当たる文言は見あたらない。対応する箇所を東京藝大本で見ても、前者に「六左衛門家に付候三味線系図ノ写」とあるのみで、これも『杵屋家系図』を意味していよう。そして何よりも『大薩摩家系図』は、当主の記載が各本を通じて12代目弦太夫、つまり勘五郎自身で終わっているのである。そういう系図を12代目六左衛門に与える意味は、まったくなかったのではないか。

勘五郎が『杵屋家系図』を与えたのは名義を譲ったときで、それは後述のように慶応4年(明治元年ではなく)であったろう。それに対して『大薩摩家系図』も与えていたとすれば、2年後の明治3年に識語を加えたうえで、ということになる。そういう両系図が現状では合綴されているのも、自筆でな

表1 3年改訂本（1冊本、甲本、植木店系？）

		『大薩摩家系図』部分	『杵屋家系図』部分
国会本	体裁	袋綴じ冊子本	
	題簽	杵屋系譜 全（直接表紙に書かれる。その外側にある表紙は後補で、題簽は「杵屋系譜」）	
	扉	（扉なし）	
	内題	本朝謡物浄瑠璃始祖 薩摩家譜並系図之写	江戸男歌舞伎今様長唄三味線始祖 中村家譜並系図之写 杵屋
	奥書	明治元戊辰歳八月吉祥日 大倭謡物一流浄瑠璃始祖 十二世大薩摩弦太夫藤原直光（花押）	明治元戊辰歳八月吉祥日 大倭東京男歌舞伎／今様長唄三味線始祖 十一世中村杵屋勘五郎平照海記／浄空（花押）
	識語	末尾近くに「明治三庚午年～」	（記載なし）
	蔵書印	「帝国図書館蔵」ほか2印	
	その他	表紙見返しに「伝云町田久成公某氏へ命シ編纂セシ稿本也」、1丁表に「大正2. 5. 21購求」	
吉川旧蔵本	体裁	袋綴じ冊子本	
	題簽	大薩摩杵屋系譜	
	扉	大薩摩系譜	
	内題	（国会本に同じ）	（国会本に同じ）
	奥書	（国会本に同じ）	（記載なし）
	識語	（国会本に同じ）	（記載なし）
蔵書印	「謝々天文庫」（吉川英史）ほか7、8印（筆者蔵再複写本には「植田蔵書」も）		
音曲叢書本	体裁	袋綴じ洋装本（復刻本あり）	
	題簽	大薩摩系譜（中扉および本文冒頭による。底本での題簽の有無不明）	
	扉	（扉有無不明）	
	内題	（国会本に同じ）	（国会本に同じ）
	奥書	（国会本に同じ）	（記載なし）
	識語	（国会本に同じ）	（記載なし）

表2 5再訂本（2冊本、乙本、根岸系？）

		『大薩摩家系図』ほか5編	『杵屋家系図』
東京藝大	体裁	折り本	折り本
	題簽	本朝浄瑠璃始祖大薩摩家系図	江戸男歌舞伎 三味線始祖杵屋家系図（補筆あり） □ □ □ □
	扉	（扉なし）	（扉なし）
	内題	本朝浄瑠璃始祖 薩摩家譜並系図 ○江戸歌舞伎今様囃子家系図 ○江戸歌舞伎今様所作 振事ノ始メ並振附ノ系図 ○江戸歌舞伎大芝居 狂言作者名前 ○浄空門弟 ○説経浄瑠璃一流之部（○はすべて朱）	中村家譜並系図ノ写
	奥書	（記載なし）	明治元戊辰歳八月吉祥日 東京男歌舞伎三味線元祖 十一代目中村杵屋勘五郎平照海正則記（花押）
	識語	巻末に「明治五壬申年～」	巻末近くの上段に「明治五壬申～」。ただし『大薩摩家系図』とは別文

	蔵書印	「音楽取調掛章」	「音楽取調掛章」
	その他	『大薩摩家系図』末尾近く「十二世弦太夫」の項目下に花押。3年改定本の識語「明治三庚午年～」の文言を大きく変えてその項の事績に接合。巻末識語あとの「江戸歌舞妓／三味線元祖」(朱)は印章の模写か	本家「十一代勘五郎」の項、文中に花押。数句挟んで「爾時明治元戊辰年八月／東京男歌舞三味線／元祖杵屋勘五郎平照海記之」
演 博 本	体裁	袋綴じ冊子本(入紙使用)	袋綴じ冊子本(入紙使用)
	題 籤	(題籤なし)	(題籤なし)
	扉	本朝浄瑠璃始祖大薩摩家系図	江戸男歌舞妓 三味線始祖杵屋家系図 今 様 長 唄
	内 題	(東京藝大本に同じ)	(東京藝大本に同じ)
	奥 書	明治元戊辰歳八月 吉祥日 東京男歌舞妓三味線元祖 十一代目中村杵屋勘五郎平照海正則記(花押) (『杵屋家系図』の奥書を綴じ間違えたものか。また、花押左の「江戸歌舞妓／三味線元祖」(朱)は模写ではなく印章そのものか)	(記載なし)
	識 語	(識語なし)	巻末近くと巻末の2か所に「明治五壬申(年)～」ただし両者は別文。巻末の識語を含む最終2丁は『大薩摩家系図』のものを綴じ間違えたか
	蔵書印	「演劇博物館図書」「安田文庫」	「演劇博物館図書」「安田文庫」
	その他	扉見返しに「昭和十五年十二月／安田一氏寄贈」印。中ほど「十二世弦太夫」の項目下に花押。3年改定本の識語「明治三庚午年～」の文言を大きく変えてその項の事績に接合	扉見返しに「昭和十五年十二月／安田一氏寄贈」印。本家「十一代勘五郎」の項、文中に花押。巻末識語あとの「江戸歌舞妓／三味線元祖」(朱)は模写ではなく印章そのものか
東 北 大 本	体裁	袋綴じ冊子本	袋綴じ冊子本
	題 籤	薩摩系図	杵屋系図
	扉	(扉なし)	(扉なし)
	内 題	(東京藝大本に同じ。ただし一部の○なし)	(東京藝大本に同じ)
	奥 書	(記載なし)	(東京藝大本に同じ)
	識 語	(東京藝大本に同じ)	(東京藝大本に同じ)
	蔵書印	「東北帝国大学図書印」「狩野氏図書記」	「東北帝国大学図書印」「狩野氏図書記」ほか1印
	その他	(東京藝大本に同じ。ただし「江戸歌舞妓／三味線元祖」(朱)なし)	(東京藝大本に同じ)
東 大 本	体裁	袋綴じ冊子本	(所蔵なし)
	題 籤	(東京藝大本に同じ)	
	扉	(題籤に同じ)	
	内 題	(東北大本に同じ)	
	奥 書	(記載なし)	
	識 語	(東京藝大本に同じ)	
	蔵書印	「東京帝国大学図書印」「東京帝国大学附属図書館明治四十三年九月廿八日」「史料編纂所図書之印」「東京大学図書」	
	その他	最終丁に「右本朝浄瑠璃始祖大薩摩家系図／文学博士狩野亨吉氏蔵本明治四十二年八月謄写」。巻末識語あとの朱による「江戸歌舞妓／三味線元祖」は、親本の東北大本に見られない	

いとはいえ不自然なのではなからうか。

補足すると、国会本は、その親本も書写年代も不明だが、初丁表に「大正2. 5. 21購求」の印がある⁴⁰⁾。12代目はその1年前まで存命だったし、13代目六左衛門は忠実な嗣子である。自分自身または実父について「尤不実不義成者故ニ親子ノ縁ヲ切」⁴¹⁾といったようなことが、与えられた写しにも書かれていたとすれば、そういう系図の書写を他者が求めてきても、応じる気にはなれなかったのではないか。

筆者はこう考えたい。名義を譲ったとき、勘五郎は『杵屋家系図』のみ、写しを12代目に与えた、それは「原形」の写しであったろう、その写しは、数10年のあいだ他者の目に触れることのないままに震災で失われた、つまり国会本の親本も、勘五郎の手元にあった控えの別の1本で、3年改訂本は植木店、つまり12代目六左衛門とは無関係である、と。

勘五郎が明治5年に教部省に提出したという『杵屋家記録』も、いずれの系統かはわからないものの、『杵屋家系図』ないしそれに準じるものだったであろう。ほかの2点とともに、1日のうちに大急ぎで写したのかもしれないが、以前から、何かというときのためにふた組あるいはそれ以上作ってあったとも、じゅうぶん考えられよう。自分が本家であることを周知させるのに躍起となっていた勘五郎は、生来、字を書くことを苦にしない人だった。系図を複数本書写するための労を惜しむことは、なかったはずである。

植田のいう「根岸系」と「植木店系」には、疑問がある。前掲のふたつの対照表の見出しにこれらの語を加えた際、疑問符「？」をつけた所以である。なお伊原の翻刻について、町田佳聲が「植木店蔵の一卷らしく」といっていることを、ここに付けくわえておく⁴²⁾。伊原が抄録したのではなく底本が抄写本だった、と考えたのであろう。

第4節 起筆から「原形」成立まで

起筆 ここで日付をさかのぼって、編者の勘五郎が2度にわたって改訂する前の、「原形」完成までの経緯を考えてみる。

といっても、『大薩摩家系図』については、あまり問題がない。勘五郎が大薩摩節の家元権を正式に継承したときに系図も譲りうけ、そこに杵屋家や自身の項を加えて完成させたのである。ここでの自分自身の経歴記載量は、3年改訂本ではさほど多くはない。5年再訂本のその量が多いのは、3年改定本で識語として加えた記述をそこに移したことによる。

『杵屋家系図』の成立については、町田佳聲による推測がある。つまり、勘五郎が若かったころ、養父10代目六左衛門の意を受けて『声曲類纂』卷之五所掲の「杵屋系譜」を作成した。それを契機に勘五郎は史料の収集をはじめ、「後年十一代六左衛門を襲名したのを機会にまとめ上げたと思われる」という推測である⁴³⁾。町田は、勘五郎が103枚もの顔見世番付を使って役者と囃子方の連名を書いていたことも述べている⁴⁴⁾。たしかに、『杵屋家系図』の早い時期の部分が虚構であるとしても、番付などの史料なしにはけっして作成できるものではない。系図作成が11代目襲名と関係があるというのも、うなずける。ただし、いまの引用文に「まとめ上げた」とあるのはややいいすぎで、そのころ作成に

着手した、というぐらいに考えておきたい。

ところで『杵屋家系図』の本家11代目としての勘五郎の項に、自身を本家、12代目六左衛門を別家としたことにつづけて、「右ニ付十代目実父佐兵衛殿ヨリ杵屋家の系図ヲ引受申候」とある⁴⁵⁾。「十代目」というのは、本家9代目喜三郎の養子、10代目喜三郎で、彼が早世したためにその実父から系図を引きついだというのである。この「系図」なるものがどの程度の内容だったのか知るよしもないが、受けとったのが事実とすれば、そのことを明記して、あらたにまとめあげた系図に権威を持たせようとした意図がうかがえる。

成立時期 明治元年8月に六左衛門名義を12代目に譲って名を勘五郎と改めた旨が、両年表を通じて繰り返され書かれている。奥書の日付もすべて「明治元戊辰歳八月吉祥日」であり、国会本では、1冊本であっても両系図のそれぞれにそれが書かれている。また、中村八兵衛が「勘五郎」宛に書いた大薩摩家元権譲渡証の日付も、明治元年8月である⁴⁶⁾。そういったことから、ふたつの系図の成立年も、明治元年とされる。

その年の8月に六左衛門名義を譲ったというのは事実なのであろう。けれども、明治への改元は9月8日だった。8月に「明治」と書けるはずはないのである。さらに、『大薩摩家系図』本文では、自身の項目見出しに「俗称 十一代目 杵屋勘五郎」と書き添え、『杵屋家系図』の本家の欄では、見出し自体を「十一代 杵屋勘五郎」としている。そのような系図を仕上げて清書するには、改名してからある程度の日数を必要としよう。いずれにしても、「原形」をひとまず完成させて奥書を書いたのは、八兵衛の譲渡証とともに、8月に六左衛門名義を譲ってから何週間、あるいは何か月か経過してからではなかったか。すでに改元のほとぼりがさめていたため、明治元年8月と書いてしまったのだと考えたい。

両系図には、勘五郎自身の項が、『大薩摩家系図』での12代目と『杵屋家系図』での本家11代目、そして別家11代目の、つごう3か所ある。記述内容の多くが共通しているのは当然だが、内容の出入りも少なくない。興味深いのは、そのいずれにあっても自分が杵屋の本家を継いことを強調していながら、記述量ももっとも多く内容が詳しいのは、『杵屋家系図』の別家11代目としての項であって、本家の項ではないことである。上述の『長唄根岸集』への転載も、別家の項からのものだった。このあたり、義弟から養子となった12代目との確執が決定的となる前に書いてあった形をとどめているのかもしれない。

傍証する証拠がないと町田がいった7代目喜三郎以前の記載は、『杵屋家系図』全体の約7割を占める。相当量の草稿の蓄積がないと、短時日に書き上げるのはむずかしい。奥書を書いた明治元年まで、かなりの年月をかけて準備していたことは、間違いない。

あとがき

ここまで、ふたつの系図をめぐって考察したのであるが、記載内容の検討という点では、『杵屋家系図』が中心となった。同系図にまったく信頼できない部分があることは、紛れもない事実である。けれども、とくに中期長唄史に重要な位置を占める9、10、11の杵屋六左衛門3代の経歴、活動歴に

については、先学も認めるように十分に信頼できる場所が多く、その部分については、第一級の史料とすることができる。ただ、編者の勘五郎は、12代目六左衛門との不和、確執という事情をかかえていた。したがって、そのことを反映した記述もありうることに十分に留意しなければならないが、適切に活用することが望まれる。

ところで、音曲叢書本『杵屋家系図』では、本家の「十一代杵屋勘五郎」から下に出ている系線の結ぶ先が、義祖父である別家9代目六左衛門になってしまっていると、第1節で述べた。それがほかの写本ではどうなっているかという点、国会本と吉川旧蔵本では、その丁の裏まで延びているだけで途切れ、誰の名前もつづけていない。5年再訂本では3本とも、すこし先まで延ばしたあと杵屋三之助など門弟11人の名前を記すのみで、やはり自分のあと本家を継がせるべき人物を書いていないのである。『大薩摩家系図』では、列記する門弟数の多さに引きかえ、自分自身から下に向けての系線は、それを出すことさえしていない。つまり、後嗣としては、『杵屋家系図』の別家のところに12代目六左衛門の項を設けてはいるものの、国会本でいえば50字にも充たない簡略な事績を記すのみなのである。中村座の座元、13代目中村勘三郎の諒解のもとにせっかく復活させた杵屋本家も、10代目大薩摩主鈴から正式に家元権をようやく譲りうけた大薩摩家も、ともに自分1代かぎりまで断絶するのを覚悟していたことを物語る。妻たきの連れ子である伝造が跡を継がせる器ではないのが、きわめて不本意だったに違いない⁴⁷⁾。

《注》

- 1) 岸辺成雄博士古稀記念出版委員会編『日本古典音楽文献解題』（講談社、1987年）。
- 2) 川上邦基編『音曲叢書』第一編（演芸珍書刊行会、1914年。復刻版あり）。
- 3) 後述の3年改定本による。5年再訂本では小異。なお、5年再訂本でこの元祖勘五郎の事績のようにならされてしまっている一文は「四代薩摩浄雲太夫藤原直寿」のものである。4本共通なので、編者自身の誤写であろう。
- 4) 町田佳聲「根岸勘五郎の《杵屋系図》に関する再検討」（町田佳聲、植田隆之助『現代邦楽名鑑 長唄編』（邦楽と舞踊出版部、1966年）所収「長唄雑考 わすれのこり」の第一）187頁。
- 5) 町田前掲「根岸勘五郎の《杵屋系図》に関する再検討」187～188頁。
- 6) 後述する『杵屋家系図』の識語中に、「仍」のような字に対して「本ノマヽ」と傍記しているところがある。田辺による東京藝大本についての指摘とまったく同じで、筆跡とはべつに、演博本が自筆ではないことを端的に示している。
- 7) 伊原敏郎『東京専門学校
文学科第六回二部講義録日本演劇史』（早稲田大学出版部、刊年不明）68～72頁。題名の角書きは、後補と思われる題簽によった。
- 8) 伊原敏郎『文学
叢書日本演劇史』上巻（早稲田大学出版部、1904年）、および、同人『日本演劇史』（同、同年、復刻本あり）。ともに78～86頁。
- 9) 町田嘉章(佳聲)『長唄浄観』（邦楽社、1949年）73頁。なお、ここに「音曲文庫」とあるのは誤り。
- 10) 87～88頁。なお、翻刻本の柱は「長唄系譜」。

- 11) 杵屋栄蔵『長唄のうたひ方』（創元社、一九二七年）140頁。
- 12) 『杵屋家系図』95頁と、『大薩摩家系図』12頁。
- 13) 注5に同じ。
- 14) 町田博三（佳聲）『唄のうたひ方／三弦の弾き方／鳴物の打ち方長唄稽古手引草』（邦楽研究会、1923年）352頁。
- 15) 杵屋栄蔵編『長唄根岸集 附栄蔵集』（黄雲堂、1927年）。
- 16) 杵屋喜三郎編「三代目杵屋勘五郎年譜」（「長唄の歴史シリーズその五 長唄協会演奏会（弘化から慶応まで）」プログラム（長唄協会、1974年））26頁。
- 17) 「伝系」の語は、そのころこの分野で常用されていた。たとえば町田博三（佳聲）が『江戸時代音楽通解』（古曲保存会、1920年）で頻用している。実線、点線については、後述。
- 18) ただし、これは音曲叢書本が属する、後述の「3年改定本」についてのみいえることである。「5年再訂本」での変更のことは、のちに述べる。
- 19) 宮内寿松『大薩摩の代々』（幕内のたより社、1930年）9～15頁と、105～111頁。
- 20) 拙稿「俗曲改良と『箏曲集』」（浜野政雄、服部幸三監修『音楽教育成立への軌跡』（音楽之友社、1976年）を参照。
- 21) 没年だけなら、「三代勘五郎」（編者ではない）の事績を述べるなかにかかれていいる。
- 22) 黒木勘蔵「富士田吉治評伝」（同人『近世演劇考説』（六合館、1929年）所収。その437頁）。初載は「大正5年」とのこと。
- 23) 「凡例」の第5項。
- 24) 以上、町田前掲書、345～352頁。ここでは題名を『長唄系譜』としている。なお、音曲叢書からの引用と同じ文言が吉川旧蔵本にもあることは、のちに触れる。そこに見られる「明暦四年」は、『戯場年表』の「万治元年」と同じ。また「六十一歳」という記述を植田隆之助が重要視したことについても、同じところで述べる。
- 25) 高野辰之『日本歌謡史』（春秋社、1926年）946頁。
- 26) 注4所掲稿、198、215頁。
- 27) 社団法人東洋音楽学会第31回大会。
- 28) 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館編『吉川英史文庫目録—日本音楽関係—』（同館、1993年）および谷垣内和子・千葉潤之介・千葉優子編『宮城道雄記念館蔵吉川文庫目録』（同館、1997年）のいずれにも、記載されていない。
- 29) 藝能史研究会編『日本庶民文化史料集成』別巻（三一書房、1978年）所収の翻刻によったものであろう。
- 30) 植田隆之助「文献三 大薩摩杵屋系図」（吉川英史ほか監修『日本古典音楽大系 第四巻長唄 第一部 日本音楽の歴史と理論』講談社、1981年）。
- 31) 植田隆之助「邦楽重要図書解題（その二）」（「季刊邦楽」29号、1981年12月）。
- 32) 田辺史郎「大薩摩家系譜の研究—付・翻刻と校異—」（「東京藝術大学音楽学部紀要」第13集、1988年）。

- 33) このとき出頭した顔ぶれを、同年5月25日付東京日日新聞で見ることができる。
- 34) 町田が、勘五郎自筆本は折り本だったと書写奥書に記しているのが、注目される。なお、望月太意之助が同内容の書写をしているのは、町田書写本によったものである。
- 35) 東京藝術大学附属図書館編『東京藝術大学創立一〇〇周年記念 貴重書展 解題目録』（同図書館、1987年）225、226頁。
- 36) 「祖本」といってよいかとも考えたが、田辺による「原形」をそのまま用いた。
- 37) 演博本での綴じ誤りについては、後述する。
- 38) (財)芸術研究振興財団、東京藝術大学百年史編集委員会編『東京藝術大学百年史東京音楽学校篇』第二巻（音楽之友社、2003年）所収「関係者一覧」（同書747頁）。
- 39) 杵屋栄蔵編前掲『長唄根岸集 附栄蔵集』6丁裏。ただし、いくらかにじんんでいる。ほかの3曲にも見られるが、いずれも不鮮明（9丁表、12丁表、102丁裏）。
- 40) 表紙見返しには、「伝云町田久成公某氏へ命シ編纂セシ稿本也」ともある。町田は、明治30年に没した人物なので、伝聞の内容が正しければ、書写はそれ以前だったことになろう。
- 41) 国会本による。5年再訂本では小異。
- 42) 注4に同じ。この引用の直前に「〈系図〉一卷を六左衛門家に与えている」とある。
- 43) 町田前掲「根岸勘五郎の「杵屋系図」に関する再検討」189頁。ただし、40年前の『長唄稽古手引草』では、『声曲類纂』所掲の系図は、それ以前から養父の10代目のもとにあったとし、本稿の対象である『杵屋家系図』については「根岸勘五郎が明治元年八月に編んだ『長唄系譜』…」と述べている（345頁）。
- 44) 町田前掲「根岸勘五郎の《杵屋系図》に関する再検討」191～192頁。ただし、そこにあげられている番付の数は102枚である。
- 45) 国会本による。5年再訂本では、文言に小異。
- 46) 町田前掲『長唄稽古手引草』441頁。
- 47) 伝造については、浄観が「余り出来がよくな」かったと述べている（町田前掲『長唄浄観』64頁。しかし三世杵屋栄蔵によれば、筆跡は見事だった（杵屋前掲『長唄のうたひ方』139頁）。

付記 筆者は、2014年11月に第65回一般社団法人東洋音楽学会大会で、「いわゆる『大薩摩杵屋系譜』について」と題する研究発表をし、2015年5月には、同じ題だがその内容を大幅に拡充した研究発表を、東京文化財研究所無形文化遺産部で行った。本稿は、それにさらに補足してまとめたもので、題名も変更した。

翻刻を許可して下さった東京藝術大学附属図書館、ならびに要旨を英訳して下さった時田アリスン氏に御礼申し上げる。なお、国立国会図書館本については、翻刻するのが全体の2分の1未満であるため、許可申請は不要とのことだった。

付 翻刻と校異 = 9、10、11 代目杵屋六左衛門全項目と識語 3 種

伝本の 2 系統から、もっとも適当と思われる 1 本ずつを選んで翻刻し、それぞれの同系他本との校異を示す。翻刻は横組みでも、底本、対校本のすべてが縦書きである。

凡 例

- ・ 標記の記載全文を翻刻して、各代ごとの六左衛門、識語の順に配列する。
- ・ 3 年改訂本は国会図書館本に、5 年再訂本は東京藝大本による。
- ・ 9 代目六左衛門の項は、両系統ともに『杵屋家系図』の別家部分に設けられており、翻刻は 2 件になる。
- ・ 10 代目六左衛門の項は、両系統ともに、『大薩摩家系図』と『杵屋家系図』の別家部分に設けられており、翻刻は 4 件になる。
- ・ 11 代目六左衛門(編者の勘五郎)の項は、両系統ともに、『大薩摩家系図』と、『杵屋家系図』の本家、別家の両方に設けられており、翻刻は 6 件になる。
- ・ 識語は、3 年改定本に 1 種、5 年再訂本に 2 種あり、翻刻は 3 件になる。
- ・ 校異には、つぎの略称を用いる。略称には、本稿の本文で用いたものと一致しないものがある。

3 年改定本 … 吉川本(吉川英史旧蔵本)、音曲本(音曲叢書本)

5 年再訂本 … 演博本(早大演劇博物館蔵本)、東北本(東北大附属図書館蔵本)
史編本(東大史料編纂所蔵本。ただし『大薩摩家系図』のみ)

- ・ 字数制約のため、校異を示す方式はかならずしも統一しない。
- ・ 仮名の清濁は、校異から除外する。なお、音曲本の仮名はすべて平仮名である。
- ・ 本字体、異体(「哥」、「絃」を含む)、略体は通行の字体に、「六左エ門」などは「六左衛門」などに、それぞれ改める。ただし、「妓」、「萬」、「艸」は、底本どおりとする。
- ・ 曲名は「」でくくる。
- ・ てきぎ、読点をほどこす(原本では、読点是用いられていない)。
- ・ とくに改行を示す必要のあるときは、斜線(/)を用いる。
- ・ 系図であっても、系線は省略する。
- ・ 六左衛門 3 代の項目では、3 年改訂本と 5 年再訂本のいずれか一方のみに見られる記載のうち、とくに注目される文言、あるいは興味深い文言に、下線を付す。また、記載は双方に共通しながら文言に相違ある部分を、二重下線で示す。ただし、累代次を示す「…代」、「…代目」、「…世」は対象外とする。
- ・ 5 年再訂本の識語 2 種を、仮に《A》、《B》の記号を用いて、区別する。
- ・ 3 年改訂本の識語は『大薩摩家系図』部分に、5 年再訂本の識語《A》は、東京藝大本、東北大本、東大史料編纂所本では『大薩摩家系図』に、演博本では『杵屋家系図』に、そして識語《B》は史料編纂所を除く 3 機関蔵の『杵屋家系図』に、それぞれ記載されている。演博本『杵屋家系図』の識語《A》は、綴じ誤りと考えられる。
- ・ 校異に加えてほどこす校注は、最小限にとどめる。

1、9代目六左衛門

三年改訂本

杵屋家系図〈別家〉

別家

九代 杵屋六左衛門

初名 萬吉／又二代 三郎助／又三代目 六三郎

俳名 天甫

小鼓打三代目田中伝左衛門ノ二男ニテ、二代目杵屋弥十郎ノ門弟ト成リ、杵屋萬吉ト云、八代目喜三郎嗣子ナキニ依リ、姉聳中村仲蔵秀鶴ノ仲人ニテ養子ト相成、三郎助ト改、然ル所、同年実子洞吉出生ニ付、後年子細有テ洞吉ヘ三郎助名目ヲ譲リ、三代目六三郎ヲ嗣、俳名ヲ天甫ト号ス、此砌二男出生ス、初代六三郎幼名ニ付、吉之丞ト名附、亦秀鶴ノ斗ヒニテ六左衛門名前ヲ譲受、弥別家ト相成リ、実家ノ菩提所深川寺町日蓮宗浄心寺地中善応院ヲ檀那トシテ、新タニ石碑ヲ立ル、又六三郎名目ハ、二代目杵屋正治郎門弟杵屋長次郎ヘ譲ル、亦、天明六丙午年ノ春、芝居類焼ニ付、秀鶴並ニ兄田中佐太郎俱ニイマダ三郎助名前ニテ奥州街道宇都ノ宮宿枝源五郎芝居ヘ出勤致ス、此頃仲蔵事故有テ中山小十郎ト改名ス、是ニ依而宇都ノ宮明神エ「大小ノ舞」ヲ奉納ス、三郎助弾唄ヒニテ佐太郎小鼓ヲ打、小十郎舞フ、尤古例有リ、昔長門国萩ノ里ト云所ニ於テ、「大小ノ舞」ヲ興行ス、唄若山小十郎、三弦六左衛門、喜三郎、鼓ハ西村弥平治、歌山甚右衛門ナリ、亦同年、十代目中村勘三郎家督相続ノ寿狂言興行ニ付「大小ノ舞」ヘ「千歳ノ舞」ヲ加ヘ、又引ヌキニ成、「三番叟」ノモミヲ加ヘ、「世嗣三番叟」ト唱ヘ候テ、是ヲ勤ム、又中村七三郎、同伝蔵兩人ニテ「奴丹前」ヲ勤ム、此外「猿若」一番、右ヲ勤ム、文化元甲子年ノ寿ヲ喜三郎兩人ニテ勤ム、唄富士田音蔵、ワキ富士田勇蔵勤ム、又河原崎座ノワキ狂言「寿二人猩々」打絶、文句ノミ残居候ヲ再作ス、亦鳥羽屋家ノ秘曲三鳥三畜ノ内、「狂ヒ獅子」、「眠リ猫」右二曲ヲ、故有テ同人伝ヘ受居リ、二男吉之丞ヘ「狂ヒ獅子」ヲ伝ヘ、三男又兵衛ヘ「眠リ猫」ヲ伝フ、然ル所、三男又兵衛事甲府ニテ没ス、故ニ「眠リ猫」ハ絶タリ、亦、岡安家ノ秘曲「月前ノ擣衣」ト云ヲ吉之丞ニ伝フ、文政二乙卯年九月十一日没ス、敬信院持要日栄居士、善応院ヘ葬ス

*「ノ」…「門」字のなかに書かれる

*「ト」…吉川本、なし

*「然ル所」…音曲本「然所」

*「立ル」…音曲本「立てる」

*「正治郎」…音曲本「正次郎」

*「年」…吉川本、音曲本、なし

*「俱ニ」…吉川本「ト俱ニ」、音曲本「と俱に」

*「イマダ」…音曲本「未だ」

*「宇都ノ宮」…吉川本、音曲本「宇都宮」

*「枝」…音曲本「板」

*「依而」…音曲本「依て」

*「エ」…吉川本「へ」、音曲本「へ」

*「三弦」…吉川本「三線」

*「弥平治」…音曲本「弥平次」

*「加へ」…吉川本「如へ」

*「勤ム」…吉川本「勤ヨリ」(「ヨリ」は合字)、音曲本「勤しより」

*「残居」…吉川本「残り居」、音曲本「残り居」

*「文政二乙卯年」…文政2年は己卯。音曲本は「文政六～」とするも、文政6年は癸未
*「敬信院へ葬ス」…音曲本、なし。かわりに「長男山三郎 幼年に没す／二男吉之丞 家督相続／三男又兵衛 甲府にて没す」

五年再訂本

杵屋家系図〈別家〉

別家

九代 杵屋六左衛門

初名 萬吉／又二代目 三郎助／又三代目 六三郎／俳名 天甫
小鼓打四代目田中伝左衛門ノ二男ニテ、二代目杵屋弥十郎ノ門弟
ナリ、八代目喜三郎老年マテ子ナキニ依テ、姉聳元祖中村仲蔵秀
鶴ノ仲人ニテ右萬吉ヲ養子ト致ス、然ル所、実子胴吉出生ス、故
ニ三郎助名目ヲ譲受別家致シ、又故有テ三代目杵屋六三郎ト改メ、
俳名ヲ天甫ト号ス、此砌二男出生ス

元祖六三郎幼名ノ例ニ依リ吉之丞ト名付、其後三男出生ス、又兵
衛ト名付、又胴吉へ三郎助名前ヲ譲ル、亦故有テ秀鶴ノ計ヒニテ、
萬吉事六三郎へ六左衛門名目ヲ付サセ改別家トス、故ニ実家田中
伝左衛門ノ菩提所、深川寺町日蓮宗浄心寺地中善応院ヲ檀那トシ
テ、新タニ石碑ヲ立ル、右九代目六左衛門元祖ナリ、又六三郎名
目ハ二代目杵屋正次郎門弟長次郎へ譲ル、八代喜三郎実子胴吉ニ
ト三郎助ハ九代喜三郎ト改メ、本家ヲ家督相続ス、故ニ勝徳院ヲ
檀那トス、又天明六丙午年ノ春、芝居類焼ニ付、秀鶴並ニ兄田中
佐太郎ト供ニ同人未タ三郎助名目ニテ宇都ノ宮枝源五郎芝居へ出
勤ス、此時中村仲蔵秀鶴事故有テ三代目中山小十郎ト改名ス、是
ニ仍テ宇都宮明神へ「大小ノ舞」ヲ奉納ス、右三郎助弾唄ヒ、佐
太郎鼓ヲ打ツ、尤古例有リ、昔長門ノ国萩ノ里ト申所ニ於テ、「大
小ノ舞」ヲ興行ス、唄若山小十郎、三味線六左衛門、喜三郎、鼓
歌山甚右衛門、西村弥平次也、又同年、十代目中村勘三郎家督相
続ノ寿狂言興行ニ、中山小十郎事「世嗣三番叟」ヲ勤ム、又中村
七三郎、伝蔵「奴丹前」ヲ勤ム、又文化元甲子年ノ寿ヲ喜三郎両
人ニテ勤ム、唄ハ元祖富士田音蔵、ワキ元祖富士田勇蔵也、河原
崎座ノワキ狂言「寿二人猩々」打絶テ文句ノミ御座候ヲ同人再作
ス、又嵐雛助ト云役者、市村座へ下リ、五右衛門ノ役ヲ勤ム、右
狂言「山門ノセリ上」ヲ作ス、兄伝左衛門工夫ノ鳴物ヲ合ス、又
鳥羽屋家ノ秘曲「狂ヒ獅子」、「眠リ猫」、右二曲ヲ、故有テ同人
伝へ受ケ居リ、「狂ヒ獅子」ヲ二男吉之丞ニ伝へ、「眠リ猫」ヲ
三男又兵衛ニ伝フ、然ル所又兵衛甲府ニ於テ没ス、故ニ「眠リ猫」
ノ曲ハ世ニ絶タリ、又岡安家ノ秘曲「月前ノ擣衣」ト云フ二男吉
之丞ニ伝フ、文政二乙卯年九月十一日没ス

法名 敬信院持要日栄居士

*「所」… 東北本「処」

*「善応院」… 東北本「善徳院」

*「ナリ」… 東北本「也」

*「胴吉」… 東北本「胴吉」

*「ノ」… 演博本、なし

*「尤～」… 演博本「^{モツトモ}左～」、東北本「左
右例タリ」

*「長門ノ国」… 東北本「長門国」

*「云」… 東北本「云フ」

*「文政二乙卯年」… 文政2年は己卯

2、10代目六左衛門

三年改定本

大薩摩家系図

十一代 大薩摩筑前大掾藤原一寿

俗称 十代目 杵屋六左衛門／初名 三郎助

歌舞妓三味線弾十代目杵屋六左衛門、同人三郎助名前ノ砌、大薩摩浄瑠璃然望ニ付、藤間大助儀証人ニ立、文政九戌年二月、八代目中村八兵衛ヨリ家元ヲ預カル、此砌、富士田勘右衛門儀文太夫名目然望ニ付、八兵衛三郎助相談ノ上相譲ル、文太夫名目ノ儀者、八代目主膳太夫初メ名目故、菩提所谷中常在寺石碑ノ中、文太夫ノ五碑ヲ引請、回忌供養可致事ヲ契約ス、右文太夫名弘会へ家元ノ儀ニ依、八兵衛三郎助兩人出席致ス、此砌、住吉町辺ニ住居ノ者、大薩摩家ノ縁者ノ由申故障申出候処、八兵衛所持致候薩摩家ノ系図披見為致申候ニ付、左様ニ御坐候ハ、宜舗旨申引取候由、此砌、太夫門弟出来候

安政五戌午年八月十六日、行年五十九歳ニテ没ス、深川浄心寺地中善応院ニ葬ス

法号 観月院吐暁一郷日徳居士

*「大掾」… 吉川本、音曲本「大掾」

*「十代目」… 吉川本、音曲本「七代目」

*「ノ」… 吉川本、なし

*「引請」… 吉川本、音曲本「引受」

*「ノ」… 吉川本、音曲本「の」

*「宜舗」… 吉川本、音曲本「宜敷」

*「行年～没ス」… 音曲本「没す、行年五十九才」

*「深川～居士」… 音曲本、なし

杵屋家系図〈別家〉

十代杵屋六左衛門

幼名 吉之丞／又四代目 三郎助

授領／杵屋筑前大掾平一卿

排名雪東舎吐暁／又 夜柳庵左月／中村猿若ト号ス

別家九代目六左衛門ノ二男、幼名吉之丞、兄山三郎幼年ニシテ没ス故ニ家督相続ス、四代目三郎助ト改メ、立三味線ヲ勤ム、文政九戌年二月、中村八兵衛殿ヨリ大薩摩浄瑠璃理名目ヲ預リ、大薩摩筑前大掾藤原一寿ト別号ス、其後 十代目杵屋六左衛門ト改ム、囃子頭役ヲ勤ム、亦、以前三郎助名前ニテ文政五壬午年霜月、中村座二百年ノ寿興行、右ヲ九代喜三郎ト俱ニ勤ム、此時ワキ狂言「酒呑童子」ヲ勘三郎、若太夫、伝九良ヲ始め、名代役者立者ニテ勤メル、天保三壬辰年、十二代目中村勘三郎世嗣ノ寿興行、右ヲ六左衛門名前ニテ九代目喜三郎ト俱ニ勤ム、席踊ノ名題「千代の松」ト云フ「松竹」ト改ム、「大小ノ舞」、「猿若」、「門松」、又「新発意太鼓」、「追儼」、右ニ番ノ狂言再発シ興行ス、其後御公儀様ノ御趣意ニテ、三座トモ浅草猿若町へ引移リ、嘉永三庚戌年四月十七日ヨリ十三代目中村勘三郎家督相続ノ寿狂言興行、右ヲ勤、ワキ三味線五代目三郎助、十代目喜三郎勤ム、「猿若」、「門

*「大掾」… 吉川本、音曲本「大掾」

*「浄瑠璃」… 吉川本、音曲本「浄瑠璃」

*空白… 吉川本、音曲本、なし

*「ノ」… 吉川本、音曲本、なし

*「ノ」… 吉川本「リ」、音曲本「リ」

*「三」… 吉川本、音曲本、なし

松]、「新発意太鼓」中古ヨリ前後違ヒ居候文句ノヅ、キ等ヲ、
 同人、隠居勘九郎ト相談ノ上改ム、「大小ノ舞」立三弦ヲ三郎助
 勤ム、「松竹」ノ立三弦ヲ喜三郎勤ム、同四乙亥年、十三代目市
 村羽左衛門家督相統寿狂言興行、古例ニ依而六左衛門三郎助兩人
 出勤シ「寿萬歳」、「街道下リ」二番ヲ勤ム、亦、家ノ秘曲、鳥
 羽屋家ノ「獅子」、岡安ノ「擣衣」、大薩摩家ノ秘曲秘事ヲ三郎
 助へ伝フ、亦子細有テ門弟六松ヲ養子トシ、喜三郎ト改メサス、
 然ル所、急病ニテ死去ノ砌、三郎助へ家督ヲ譲ル、又喜三郎ヲ別
 家トス、亦同人工夫ニテ五枚柏ヲ替紋トス、又十二代目勘三郎殿
 ヨリイタラ貝ノ替紋、猶亦十三代目鶴童殿ヨリ五枚銀杏ノ替紋ヲ
 受納ス、安政五戊午年八月十六日、行年五十九歳ニテ没ス、善応
院へ葬ス
 法号 観月院吐暁一卿日徳居士

*「大小ノ舞」… 音曲本「大小舞」
 *「同四乙亥年」… 嘉永4年は辛亥
 *「相統」… 吉川本「相統ノ」、音曲本
 「相統の」
 *「依而」… 音曲本「依て」
 *「安政～」… 吉川本、改行
 *「善応院～居士」… 吉川本、なし
 *「観月院」… 吉川本「観日院」

五年再訂本

大薩摩家系図

十一代大薩摩筑前大掾藤原一寿

俗称 十代目 杵屋六左衛門ノ初名 四代目 杵屋三郎助
浄空ノ人情ニ依テ代々ノ中ニ加ヘル

歌舞妓三味線弾十代目杵屋六左衛門ト云、同人未タ三郎助名前ノ
 砌、大薩摩浄瑠璃名前熱望致シ、藤間大助儀証人ニ立、文政九戌
 年二月、八代目中村八兵衛ヨリ預カル、又此砌、富士田勘右衛門
 事大薩摩文太夫名目熱望ニ付、六左衛門八兵衛兩人相談之上、同
 人へ八兵衛ヨリ文太夫名目ヲ相譲、尤文太夫名前ハ家元八代目大
 薩摩主膳太夫始メノ名目故、菩提所常在寺石碑ノ中、文太夫ノ墓
 ヲ相持候様、八兵衛契約被致候、右文太夫名弘会両国ニテ致ス、
 右ノ席へ八兵衛六左衛門兩人共家元ノ儀故出席致ス、此砌、住吉
 町ニ辺ニ住居致ス者、大薩摩家ノ縁者ノ由ヲ申故障申出候処、八
 兵衛所持ノ薩摩家ノ系図披見為致申候ニ付、左様ニ御座候ハ、宜
 敷旨申、引取候由、此砌太夫門弟数人相出来申候、右名前
○十一代目大薩摩筑前大掾藤原一寿
十一代目一寿ノ門弟ナレ共、太夫名前ノ儀ハ八兵衛方ヨリ出ス、
 安政五戊午年八月十六日、五十九歳ニテ没ス、日蓮宗深川寺町浄
 心地中善応院ニ葬ス 法号 観月院吐暁一卿日徳居士

*「之」… 東北本、史編本「ノ」
 *「辺ニ」… 東北本、史編本、なし
 *「大薩摩家」… 演博本「大薩少家」
 *「十一代目」… 東北本、史編本「十一代」
 *「大掾」… 東北本「大椽」
 *門弟を13名記載し、朱系線で結ぶ
 *「共」… 東北本、史編本「トモ」(合字)
 *「ハ」… 史編本、空白
 *「エ」… 東北本「ニ」

杵屋家系図 (別家)

中村 又猿若ト号ス
 十代 杵屋六左衛門

幼名 吉之丞／又四代目 三郎助

^(ママ)
授領／杵屋筑前大掾平一卿

俳名 雪東舎吐暁／又夜柳庵左月

九代目六左衛門二男ニテ、幼名吉之丞ト云、又四代目三郎助ト改、立三弦ヲ勤ム、又十代目六左衛門ト改、囃子頭取ヲ勤ム、文政五壬午年霜月、中村座二百年ノ寿ヲ三郎助名目ニテ九代目喜三郎ト供ニ勤ム、又天保三壬辰年、十二代目勘三郎世嗣ノ寿興行、「千代ノ松」ヲ改、「松竹」トス、「大小ノ舞」、「猿若」、「門松」、又古へノ狂言「新発意太鼓」、「追儼」、右二番ヲ明石勘三郎ト相談之上、右六左衛門再発シテ興行ス、九代目喜三郎ト俱ニ勤ム、其後浅艸猿若町へ芝居引移リ、嘉永三庚戌年四月、十三代目中村勘三郎鶴童家督相続ノ寿興行、「松竹」、「大小ノ舞」、「猿若」、「新発意太鼓」、「門松」、右六左衛門、五代目三郎助、十代目喜三郎三人ニテ勤ム、「松竹」ノ立三弦ヲ喜三郎勤ム、「大小ノ舞」ノ立三味線ヲ三郎助勤ム、其後嘉永四乙亥年、十三代目市村羽左衛門家督ノ寿興行、古例ニ任セ右六左衛門、ワキ三郎助、市村座へ出勤シテ「寿万歳」、「街道下り」ノ二番ヲ勤メル、尤市村座寿狂言興行八年久シクナリ打絶居、中村勘三郎方内々頼ニ付、勘三郎教遣シ申候、中村座ノ寿トハ相違ヒ、所作ノ内エ入興行ス、故ニ日限定リナク、六左衛門三郎助ハ十五日ノ間出勤致ス、又同人三郎助名前ノ頃、中村八兵衛ヨリ大薩摩家元ヲ預カル、故ニ太夫門弟出来ル、又門弟ノ中、杵屋六松ト云者ヲ養子トス、然ル所、死去砌、五代目三郎助ニ家督相続致候様頼ミ、六松ヲ別家ト定ム没ス、故ニ三郎助、六左衛門ト改相続シ、又六松事喜三郎、右ヲ養子トス、杵屋家ノ秘曲、鳥羽屋家ノ秘曲、岡安家ノ秘曲、三郎助へ伝受ス、又同人工夫ニテ五枚柏ヲカヘ紋トス、十二代明石勘三郎ヨリイタラ貝ノカヘ紋ヲ受ル、猶又十三代勘三郎ヨリ五枚银杏ノカヘ紋ヲ受ル

安政五戊午年八月十六日、行年五十九歳ニテ没ス

法名 観月院吐暁一卿日徳居士

*「之」… 東北本「ノ」

*「右」… 東北本「方」

*「嘉永四乙亥年」… 嘉永4年は辛亥

*「へ」… 東北本「ニ」

*「ニテ」… 「シテ」を改めたものか。
東北本「シテ」

*「受ル」… 東北本「受ク」

3、 11 代目 六 左 衛 門 (3 代目勘五郎)

三年改訂本

大薩摩家系図

* 十二代 大薩摩弦太夫藤原直光浄空

俗称 十一代目 杵屋勘五郎

江戸男歌舞妓三味線ノ元祖十一世杵屋勘五郎、始メ別家杵屋十代目六左衛門ノ養子トナリ三郎助名目ヲ嗣、大薩摩名目預リ居候処、

*吉川本、音曲本、○印

*「メ」… 吉川本「ノ」、音曲本「の」

故有テ明治元戊辰年八月、別家ヲ養子ニ相譲リ本家ヲ嗣、十一世
杵屋勘五郎ト改名ス、右名目ハ江戸大薩摩三味線ノ元祖タルニ依
此度相改、薩摩浄瑠璃家元並ニ右系図相被譲、猶又十代目中村八
兵衛殿ヨリ譲リ渡シノ一札ヲ被送候ニ付右等ヲ落手致シ、薩摩菩
提所谷中常在寺ヲ引請
十二代大薩摩弦太夫藤原直光浄空ト改、家元嗣畢*

*「明治元戊辰年八月」… 改元は9月
8日。以下同じ
*「理」… 吉川本、音曲本「璃」
*「被」… 吉川本、音曲本、なし
*「渡シノ」… 音曲本「渡して」
*吉川本、音曲本、没年享年記載

杵屋家系図〈本家〉

* 十一代 杵屋勘五郎
初名栄蔵／又五代目三郎助
又十一代目六左衛門／別号風見庵照海
俳名弦中庵吐一／又 稀音家ト号ス
故有テ本朝浄瑠璃始祖薩摩家十二代ヲ嗣
大薩摩弦太夫藤原直光／又浄空ト号ス
別家十一代目ヲ嗣所、子細有テ明治元戊辰年八月、養子喜三郎へ
六左衛門名前ヲ相譲、当家ヲ嗣、此砌十三代目中村勘三郎殿ノ
斗ラヒニ依再ヒ改メ、六左衛門方ヲ別家ト成シ当家ヲ本家トス、
故ニ喜三郎名目ハ当家ノ名目故引取、勘五郎ト改名致ス、右ニ付
十代目実父左兵衛殿ヨリ杵屋家ノ系図ヲ引受申候、亦右勘五郎名
前ハ江戸大薩摩三味線ノ元祖タルニ依、薩摩家元中村八兵衛殿ヨ
リ系図等ヲ被譲候ニ付、右大薩摩家元ヲ嗣畢

*音曲本、○印
*「斗ラヒ」… 音曲本「計らひ」
*「ニ依」… 吉川本「ニテ依」、音曲本
「に依て」
*「ノ」… 吉川本、音曲本、なし

杵屋家系図〈別家〉

* 十一代 杵屋六左衛門
初名 栄蔵／又五代目 三郎助／後年 勘五郎
授領(ママ)／従五位下杵太夫平正則／俳名弦中庵吐一
別号風見庵照海／故有テ稀音家ト号*
十代目六左衛門妻ノ兄ノ子、初名栄蔵、右名前ニテ居猿若町へ
引移り候砌立三味線ト成ル、右以前天保三壬辰年四月、十二代目
中村明石勘三郎舞鶴家督相続ノ寿ニ「松竹」「大小ノ舞」ヲ勤ム、
亦五代目三郎助ト改、嘉永三庚戌年四月、十三代目中村勘三郎鶴
童浅草猿若町芝居ニ於家督相続ノ寿興行、右ヲ六左衛門、十代目
喜三郎ト俱ニ勤ム、又「大小ノ舞」ノ立三弦ノ勤ム、同年六月五
日、父母ニ孝養ヲ尽セシト有テ、北町御奉行井戸対馬守様御白洲
ニ於テ御褒美トシテ島且拾貫文頂裁致ス、同四辛亥年、十三代目
市村羽左衛門家督ノ寿狂言興行、古例ニ依テ右座へ出勤シ、「寿
万歳」「街道下り」二番ヲ日数十五日ノ間六左衛門ト俱ニ勤ム、
六左衛門病死ニ付雛子頭役ヲ勤ム、又六左衛門遺言ニ依テ相続
シ善三郎ヲ弟ト致ス所、故有テ六左衛門ト改メ喜三郎ヲ順養子ト
ス、其後植木店家財ヲ相譲リ根岸ニ住ス、慶応元乙丑年、中村座

*音曲本、○印
*吉川本、音曲本「天保十五辰年改」
*音曲本、没年享年記載
*「ト」… 吉川本、なし
*吉川本、没年享年墓所記載
*「初名」… 吉川本、音曲本「初」
*「中村」… 音曲本、なし
*「於」… 音曲本「於て」
*「ノ」… 吉川本「ヲ」、音曲本「を」
*有テ… 吉川本「有ニ」
*「御白洲」… 音曲本「白洲」
*「頂裁」… 音曲本「頂戴」
*「改メ」… 吉川本「改ス」

ノ始リ寛永元甲子年ヨリ甲子年四返リノ寿狂言興行、右ニ付勘三郎殿ト相談ノ上、「猿若」「門松」「新発意太鼓」「大小ノ舞」、右ノ秘曲ヲ喜三郎へ伝受致ス、「松竹」「大小ノ舞」ノ立三弦ヲ譲勤メサス、又「猿若」ノ七段獅子ノ内五段目ノ秘曲許シ不申、六左衛門耆挺ニテ勤ム、但シ鼓モ不入申、勘三郎、六左衛門二人ノ秘事ノ拍子事也、亦家狂言「釣狐」ヲ勘三郎、六左衛門工夫シテ再発シ興行ヲ致ス所大当リ也、是ニ依テ日数十五日興行ス、右ヲ目出度仕舞、養子喜三郎へ囃子頭役ヲ譲、芝居ヲ引ク、然ル所明治元戊辰年八月、俄ニ六左衛門名前ヲ相譲リクレ候旨老母、勘三郎殿ニ方ヲ以テ願ヒ候ニ付、勘三郎殿ト相談ノ上、未若年ニ候へ共譲遣シ申候、尤不実不儀成者故ニ親子ノ縁ヲ切、杵屋家系図ノ写、三味線古来秘曲ノ正本、諸道具等迄相揃へ譲遣ス、尤妹婿杵屋弥三郎証人ニ立、礼証文ノ一札取置候、亦勘三郎殿斗ラヒニテ再相改メ植木店六左衛門方ハ別家トシ、同人事ハ江戸歌舞妓三味線ノ元祖名目勘五郎ト改メ本家ヲ相続可致旨被仰候ニ付右名目ヲ嗣、勝徳院ヲ檀那トシ本家ト相成ル

*「ノ」… 吉川本、なし
 *「殿」… 吉川本、音曲本、なし
 *「目」… 吉川本、音曲本、なし
 *「家」… 吉川本「家ノ」、音曲本「家」
 *「ヲ」… 吉川本、音曲本、なし
 *「譲」… 音曲本「譲り」
 *「譲」… 音曲本「譲り」
 *「不儀」… 音曲本「不義」
 *「切」… 音曲本「切り」
 *「杵屋家」… 音曲本「杵屋」
 *「譲」… 音曲本「譲り」
 *「尤」… 音曲本「尤も」
 *「六」… 音曲本「大」
 *「歌舞妓」… 音曲本「歌舞伎」
 *「嗣」… 音曲本「嗣ぎ」

五年再訂本

大薩摩家系図

十二世 大薩摩弦太夫藤原直光浄空

俗称 十一世 杵屋勘五郎 (花押)

幼名栄蔵、十代目六左衛門ノ養子ト成、五世三郎助ト改、其後十一世六左衛門ト改、大薩摩名目預リ居候処、故有テ明治元年戊辰年八月、別家ヲ養子へ相譲、十二世六左衛門ト改メサセ、本家ヲ嗣十一世杵屋勘五郎ト改ム、右名目之儀者江戸大薩摩三弦ノ元祖タルニ依リ此度相改メ、大薩摩浄瑠理家元並ニ右系図相被譲、猶又中村八兵衛殿ヨリ譲リ渡シノ一札ヲ被送候ニ付、勘五郎方ヨリモ明石屋佐助以十殿ヲ証人ニテ引請ノ一札ヲ八兵衛エ差上、大薩摩菩提所谷中常在寺ヲ引請、大倭謡物一流浄瑠理ノ根元十二代目大薩摩弦太夫藤原直光浄空ト改畢、猶又八兵衛殿ノ頼ニ依リ、享和年中ヨリ当流儀空シク相成長唄ニテ行ヒ候事ニ相成候ヲ、大歌舞妓ノ元祖十三代目中村勘三郎殿ト相談之上流儀ヲ再ヒ相立、当家へ入門不致候テハ大薩摩浄瑠理之儀引語り候事相出来不申候ト、堅ク相極メ申候、明治三庚午年十月、中村勘三郎殿宅へ市村座囃子頭役杵屋勝三郎、守田座囃子頭役望月太左衛門兩人ヲ呼寄、浄空立会之上大薩摩流儀ヲ相立候儀ヲ申聞ケ候処、兩人共承知致シ、夫々ノ組子エ相達シ候由申、引取申候、是ニ依リ中村座頭取

*「之」… 東北本、史編本「ノ」
 *「被譲」… 東北本、史編本「譲ラレ」
 *「ニテ」… 東北本「シテ」
 *「猶又～相極申候」… 3年改訂本、識語として諸家系図あとに置く。ただし文言の異同が大きく、書き出しも「明治三庚午年」
 *「之」… 東北本、史編本「ノ」
 *「之」… 東北本、史編本「ノ」
 *「聞ケ」… 東北本「聞テ」

作者中囃子中へ酒代ヲ進上致シ、事柄披露致シ相極リ申候、亦市村座ハ頭取勝三郎殿同道ニテ同断之儀ニ致シ、座元羽左衛門殿へ鯉節ヲ進上申候、守田座ハ頭取太左衛門殿ト同道ニテ、座元守田勘弥殿ヲ始メ夫々へ披露ノ心遣ヒ申候、又大薩摩儀者系図正シキニ依、十三代中村勘三郎鶴童殿、十四代市村羽左衛門家橋殿、七代河原崎権之助三升殿^(ママ)市川門之助殿門弟ト相成、皆浄ノ字ヲ被付候、亦此度ヨリ三弦門弟へ者、浄ノ字ヲ付候事ト相極申候

*「之」… 東北本、史編本「ノ」

*「鶴童」… 東北本、史編本「鶴章」

*空白… 史編本、なし

*「者」… 東北本、史編本「ハ」

杵屋家系図〈本家〉

中村又猿若ト号ス
十一代○杵屋勘五郎
○初名栄蔵／^{*}弘化元年十一月改○又五代目三郎助
○又十一代目六左衛門^(ママ)
授領
従五位下中村杵太夫平正則
大薩摩弦太夫藤原直光浄空
別号風見家照海／又弦中庵吐一
故有テ稀音家ト号ス

*以下○印4箇、演博本、朱

*「弘化～改」… 演博本、東北本、なし。黒木書き込み

別家十一代目ヲ家督相続シ、六左衛門名目ニテ立三味線並ニ囃子頭役、又「寿」等モ目出度勤メ終リ、養子喜三郎へ囃子頭役等相譲リ、多病故ニ歌舞妓座ヲヒキ候所、喜三郎儀、六左衛門名目譲リ受ケタキ旨願出候ニ付、十三代目中村勘三郎ト相談ノ上、尤子細有ツテ親子ノ縁ヲキリ別家トナシ、六左衛門名目ヲ相譲リ遣シ申候、故ニ喜三郎名目ヲ取上ゲ、江戸歌舞妓三味線ノ元祖名目ヲ嗣キ杵屋勘五郎ト改ム、故ニ此度再改メ、勘三郎儀本家ト被致候、右ニ付、十代目喜三郎実親左兵衛方ニ所持被致候杵屋初代ヨリ相伝リタル系図書ノ一巻譲受申候、又右勘五郎名目儀ハ江戸大薩摩三弦ノ元祖タルニ依、十代目薩摩主鈴ノ子孫十代目中村八兵衛ヨリ此度相改メ、大薩摩浄瑠璃家元系図被譲候ニ付、十二代目大薩摩弦太夫藤原直光／^{*}浄空（花押）
浄空ト□シ、大薩摩家元ヲ嗣畢ヌ、吉住苗字ノ儀ハ、本家別家両家ヨリ差出ス事ト定ム、又此門弟系図書ノ儀ハ家代々ノ古書又ハ系図ニ有之候ヲ調、カケル物也
爾時明治元戊辰年八月
東京男歌舞三味線／元祖杵屋勘五郎平照海記之

*「勤メ」… 東北本「勤」

*「□シ」… 演博本、東北本「号シ」

*「ヌ」… 「又」の誤写か

*「歌舞」… 東北本「歌舞妓」

杵屋家系図〈別家〉

中村又猿若ト号ス
十一代 杵屋六左衛門
初名 栄蔵

又五代目三郎助^{*} (弘化元年十一月改名)

後年^{*} / 十一代杵屋勘五郎^(ママ)
授領

従五位下中村杵太夫平正則

別号風見家照海 / 又 弦中庵吐一 / 稀音家ト号ス

十代目六左衛門妻ノ兄ノ子、初ノ名栄蔵、右名目ニテ猿若町へ芝居引移候時ヨリ立三味線ヲ勤ム、其後五代目三郎助ト改名ス、又天保三壬辰年四月、十二代目明石勘三郎舞鶴家督相続ノ寿興行、此時栄蔵名前ニテ「松竹」並ニ「大小ノ舞」ヲ勤ム、其後嘉永三庚戌年四月、十三代目中村勘三郎鶴童家督相続ノ寿狂言興行、右ヲ十代目六左衛門、十代目喜三郎ト俱ニ、三郎助名目ニテ勤ム、十代目喜三郎、「松竹」ノ立三弦ヲ勤ム、三郎助、「大小ノ舞」ノ立三味線ヲ勤ム、「猿若」「門松」「新発意太鼓」ヲ六左衛門立三弦ヲ相勤ム、同年六月三日、三郎助事^{*}実ノ父母へ孝養ヲ尽セシトテ、北町御奉行井戸対馬守様御白洲ニ於テ書サシ拾貫文頂戴致ス、同四辛亥年、十三代目市村羽左衛門家督相続ノ寿興行、古例ニ依テ、六左衛門、ワキ三郎助兩人市村座へ出勤シテ、「寿萬歳」「街道下り」二番ヲ日数十五日ノ間勤ム、又三郎助名目ニテ囃子頭役ト成リ、其後十一代六左衛門ト改名シ、喜三郎ヲ養子トナシ植木店家財ヲ相譲リ、下谷根岸ニ住ス^{*} 慶応元乙丑歳、中村座寛永元甲子年ヨリ甲子歳四返リノ寿興行、右ニ付養子喜三郎へ杵屋家ノ一子相伝タル「猿若」「門松」「新発意太鼓」並ニ「大小ノ舞」「松竹」、右ノ秘曲ヲ伝受致シ遣ス、亦古へノ狂言「釣狐」ト云フ^{*}、勘三郎六左衛門兩人工夫シテ再発シ、興行ス、珍ラ敷見物大入ナリ、故ニ日数十五日興行ス、又「大小ノ舞」ノ立三味線ヲ喜三郎ニ勤メサス^{*}「猿若」「門松」「新発太^(ママ)勤^(ママ)」「釣狐」、右ハ立六左衛門、ワキ喜三郎兩人ニテ相勤ム、「猿若」七段獅子ノ五段目ノ秘曲ハ、六左衛門老人ニテ弾ク故ニ喜三郎へハ未タ不許、右ヲ目出度仕舞、養子喜三郎へ囃子頭役ヲ相譲リ、病身故ニ芝居ヲ引込ム、然ル処明治元戊辰年八月、喜三郎儀六左衛門名目ヲ相譲クレ候様願ヒニ付、未若年ニハ候へ共勘三郎ト相談ノ上、尤不実ノ子細有之候ニ付親子ノ縁ヲキリ、六左衛門家ニ付候三味線系^{*}図ノ写、「寿」ノ正本、並ニ書物等相ソヘテ、仲人妹聳四代目弥三郎立会ノ上、勘三郎宅ニテ六左衛門名目相譲リ遣シ申候、此時勘三郎殿計ヒニテ喜三郎名目ヲ受取、歌舞妓三弦ノ元祖勘五郎ト改メ本家トナル、又六左衛門ハ別家ト再ヒ改リ申候、尤勘三郎、勘五郎右兩人へ不実無之一札ヲ取置申候

*「(弘化～改名)」… 演博本、東北本、なし。黒木書き込み

*「十一代」… 東北本「五代」

*「十三代」… 東北本「十二代」

*「六」… 東北本「大」

*「役」… 東北本「後」

*空白… 東北本、なし

*「歳」… 東北本「蔵」

*「云フ」… 東北本「云フ」

*「珍ラ敷」… 東北本「珍ク敷」

*「勤メ」… 東北本「勤」

*空白… 東北本、なし

*「ヲ」… 東北本「ニ」

*「未」… 演博本「未タ」

*「勘三郎」… 演博本「勘二郎」

*「妹聳」… 演博本「姉聳」

4、 識 語

三年改訂本

* 明治三庚午年、中村勘三郎殿ト相談之上、是迄中昔ヨリ大薩摩浄瑠璃事長唄ノ物ノ様ニ相成、市村座守田座ニテハ唄上る理ト号シ大薩摩ヲ弾語り候事甚不届ニ御座候ニ付此度相改、三座共我等門弟ノ外大薩摩浄瑠璃ヲ弾語り堅ク禁シ申候、尤右ノ趣、三座之太夫元ヲ始メ、狂言作者、亦市村座囃子頭役二代目杵屋勝三郎殿、守田座囃子頭役望月太左衛門殿夫々エ披露致シ被下候、又大薩摩儀ハ俗妓ノ根元成ニ依リ、十三代目中村勘三郎殿、十四代目市村羽左衛門殿入門為致候、七代目河原崎権之助三舛殿、五代目市川門之助殿右両主ハ、市川家大薩摩家ノ昔ヨリ水魚ノ中成ニ依リ、両主共入門為致、新車太夫儀ハ別テ世話致シ被下候、亦三弦門弟へハ浄ノ字ヲ名頭へ付候事ト相極メ申候

*全文 … 5年再訂本では文言を大きく変えて12代目弦太夫の項に接合
*「之」… 吉川本「ノ」、音曲本「の」
*「ハ」… 音曲本、なし
*「唄上る理」… 吉川本「唄上瑠璃」、音曲本「唄上瑠璃」
*「エ」… 吉川本「ニ」、音曲本「に」
*「三舛」… 音曲本「三升」
*「成」… 音曲本「成る」
*「別テ」… 吉川本「別ラ」

五年再訂本 《A》

* 一明治五壬申年五月、音楽歌舞諸芸等皆教部省御管下相成候ニ付、夫々御役所へ被召記録御改ニ付、浄空ヨリ右大薩摩記差出シ申候、其後、操座太夫元大薩摩吉右衛門殿ニ面会致シ当記録ノ写ヲ見セ、吉右衛門殿家ノ記録ヲたづね候処、浄雲太夫ノ座也ト被申候ニ付種々問候処、昔ヨリノ大帳、「十二段」ノ本等筋違外出火ノ砌消失仕リ、秘伝書ト申巻物系図ノ一卷ハ他家へ預ケ置候故相残り候へ共、一覽仕兼候ニ付、大カタノ心覚ヲ書立、御役所へ差出シ候趣ニ御座候、亦、右座ハ元祖ヨリ大薩摩ト申テ何方様ヨリカ裁定紋ハ六枚失車ニシテ江戸中橋へ興行致シ候処、薩州様へ被召轡ノ御紋頂戴セシト云、当家ノ系図トハ異也、又水戸ニ操座大薩摩縫右衛門ト云有、是モ浄雲太夫ノ座也ト申由、亦、浄雲太夫虎屋永閑ノ菩提所、増上寺地中ニ御座候趣 江戸歌舞妓ノ三味線元祖

*「一」… 上に1字ぶん突き出し
*「ヲ」… 東北本「ラ」
*「へ」… 東北本「ニ」
*「ハ」… 東北本「ト」
*「失車」… 東北本、史編本「矢車」
*文字、枠とも朱。演博本は印章そのものか。東北本、なし

五年再訂本 《B》

** (ママ)
一明治五壬申五月十八日、音楽歌舞諸芸之者
教部省御役所エ被召御管下ニ相成候趣仰被渡候節、三芝居ノ座元ヲ始メ夫々罷出候、長唄囃子ノ儀ハ、三芝居頭役ヲ御呼出ノ所、タンサク仕候鈴木秀蔵ト申者、元ハ芝居表方勤ル鶴三郎也、此者不調ニテ申上候故、勝三郎、六左衛門両人間違ニテ罷出候処、御役所ニテハ間違ノ儀ハ御申ナク、手近ノヒバキノヨキ者ニ申付ルトノ仰ニテ、長唄三弦男女師範ノ者ノ人別相調差上ル旨仰被渡、猶又長唄家元ノ儀ハ杵屋ト御承知有之、勝三郎へ御タヅネ有之処、

*全文 … 田辺史郎「大薩摩家系譜の研究」にも翻刻あり。ただし、翻刻方式に小異
*「一」… 上に1字ぶん突き出し
*「秀蔵」… 東北本「為蔵」
*「也」… 東北本「ナリ」
*「手近ノ」… 東北本「手近ク」

<p>右様之儀者[*]勘五郎[*]委しく候間、勘五郎へ御尋ト申上下り候跡ニテ 六左衛門罷出候処、右之趣被仰杵屋記録御尋有之[*]処、我等家元ナ リト申上候由右兩人被仰候ニテ、勘五郎へ相談之上[*]早々[*]取調可申 候ト被仰候ニ付下り候由、太左衛門儀ハ囃子人別調差上可申ト御 請申上下り候由、然ル[*]処兩人共勘五郎へ相談ナク回文ヲ以テ勘五 郎方ヲ始メ夫々へ右之趣相調候故、立服[*]ノ者モ出来[*]いたし^(ママ)モメル 所、翌十九日、勘五郎方へ御差紙ニテ明廿日十字迄ニ教部省へ罷 可出トノ事、勘五郎一人罷出候処、兩人ノ仕方甚悪敷、今日其方 へモ申付候間、[*]仍^{本ノマ、} ロンナキ様取調差出ス旨被仰付候ニ付、難 有御受申上、荻江藤間名字モ調、三人ニテ差上申候、且又、杵屋 家記録、囃子鳴物記録、振付記録モ勘五郎ヨリ差上申候、右ニテ 当家杵屋本家、六左衛門方別家ト、慥ニ明白ニ相成候</p>	<p>*「儀者」… 東北本「儀ハ」 *「委しく」… 東北本「委シク」 *「之」… 東北本「ノ」 *「早々」… 東北本「早く」 *「立服」… 演博本「立腹」 *「いたし」… 東北本「イタシ」 *「仍」… 東北本になく、1字分空 白</p>
---	---

Ōzatsuma-ke keizu and *Kineya-ke keizu*, edited by Kineya Kangorō III

GAMŌ Satoaki

The document commonly known as *Ōzatsuma Kineya Keifu* is the composite title for two related documents, *Ōzatsuma Keizu(fu)* and *Kineya Keizu(fu)*. Both were edited by KINEYA Kangorō III (Negishi no Kangorō, 1815-1877). His earlier name was KINEYA Rokuzaemon XI; his Ōzatsuma name was ŌZATSUMA Gendayū XII. The document is said to have been compiled in 1868.

Keizu (or keifu) normally indicates a genealogy, but this document is not merely a lineage showing the relations between the people named; there are additional accounts of the achievements of prominent people; these accounts are particularly long for those who were the head of the musico-social group at the time. As for the content, its dates are not always accurate, but it is considered an essential source for understanding the history of nagauta and jōruri, and for research of the relations between teacher and student. In spite of this reputation, its overall character cannot be said to have been accurately grasped.

The first point that needs to be remedied is that both of these genealogies have been studied exclusively from the 1914 printed edition. As the original manuscript of this edition was not of good quality, misprints occurred.

This paper first traces the previous research on these genealogies conducted by KUROKI Kanzō, MACHIDA Kashō, UEDA Ryūnosuke and TANABE Shirō. Next, I will compare the format and content of the seven extant versions of the text, that is, the six versions of the text that UEDA presented, to which I add the Tōhoku University Library book. Building on the usage of UEDA and TANABE, I divide the seven books into two groups, and call them as follows. The first group comprises three single-volume books: the National Diet Library book, the book that formerly belonged to KIKKAWA Eishi, and the Ongyoku sōsho book (reproduced in print). The second group comprises four two-volume books: the Tokyo University of Arts book, the Waseda University Theatre Museum book, the Tōhoku University book, and the Historiographical Institute of Tokyo University book. (Although both genealogies are separate independent documents, when counting the copies it is usual to count them as one item.)

The first group of books are copies of the text as revised in Meiji 3 (1870), and the second group are copies of the text as further revised in Meiji 5 (1972). None of these manuscripts are in the hand of the original compiler.

Since the first books have only gone through one revision, they must be closer to the original. Particularly the National Diet Library book was probably not added to by any other person, so it can be considered to be the closest to the original document. Incidentally, I consider that UEDA' s conjecture that group one derive from the Uekidana lineage and that the second group were from the Negishi lineage is dubious.

By consulting the books from the first group, especially the National Diet Library book, in combination with one from the second group of books, we have an extremely useful source to understand the achievements of the 9th, 10th and 11th generations of KINEYA Rokuzaemon, who occupied such an important place in the history of nagauta in its middle period.

As an appendix, I have reproduced those parts of the text in which the editor has provided records of the activities of the 9th, 10th and 1th generation Kineya Rokuzaemon. (The editor himself was the 11th generation Rokuzaemon.)